

# 令和元年第4回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

令和元年 12 月 11 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 17 時 20 分

### 議事日程

開会 令和元年12月11日（水）午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

追加日程第1 発議第2号 議長辞職願の許可について

追加日程第2 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙について

追加日程第3 発議第3号 副議長辞職願の許可について

追加日程第4 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

追加日程第5 発議第4号 議席の変更について

日程第4 発議第1号 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第5 報告第1号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第6 報告第2号 特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第6 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて)
- 日程第7 議案第2号 阿武町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第3号 阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第4号 阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第5号 阿武町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第6号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第7号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第8号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第9号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第15 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第16 議案第11号 阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第12号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第13号 阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第14号 令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)
- 日程第20 議案第15号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別  
会計補正予算(第3回)
- 日程第21 議案第16号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別  
会計補正予算(第2回)
- 日程第22 議案第17号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第  
3回)
- 日程第23 議案第18号 令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第  
2回)
- 日程第24 議案第19号 令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予  
算(第1回)
- 日程第25 議案第1号から議案第19号までを委員会付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(8名)****議席番号(旧議席番号)**

1番(3番)	市	原	旭
2番(4番)	池	田	倫拓
3番(2番)	伊	藤	敬久
4番(5番)	小	田	高正
5番(7番)	清	水	教昭
6番(6番)	田	中	敏雄
7番 副議長 (1番)	中	野	祥太郎
8番 議長 (8番)	末	若	憲二

**欠席議員**                   なし

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	梅	田		晃
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	三	好	由美子	
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前9時00分

## 開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いします。

互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第4回阿武町議会定例会が招集されましたが、議員各員におかれましては諸事ご多端な中、応召ご出席賜り誠にありがとうございます。

今年も暦は12月に入りました。少し早いと思いますが、今年を振り返る時期となりました。

今年1番の出来事は、なんといっても新天皇陛下の御即位であろうと思います。そして元号が平成から令和と改元され新しい時代が始まりました。この度の御即位は、平成の明仁天皇の生前攘夷により令和の徳仁天皇が御即位されたものであります。10月22日に執り行われた即位礼正殿の儀により、国内外に即位を宣明されました。その時の御言葉には、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の友好と平和・人類の福祉と繁栄に寄与することを希望するとの御言葉でありました。そして、11月10日に行われましたパレードには沿道に11万9,000人以上の国民が祝福していた光景は皆様方もご存知だと思います。我々も新しい時代に邁進しなくてはと強く思ったところであります。

一方、今年も自然災害が多く発生をしました。8月27日からの九州北部の集中豪雨をはじめとして、9月9日には過去最大クラスの台風15号が、10月12日には台風19号が同じようなコースをたどり大きな被害が出たことは皆様ご存知のことと思います。亡くなられた方々や被災された皆様方にお悔やみとお

見舞いを申し上げます。幸いにも阿武町には災害等は発生しませんでした、このまま地球温暖化が進めばどうなるのかと非常に心配をしているのは私だけではないと思います。

また、一昨年末から話が出ていましたイージス・アショアの自衛隊むつみ演習場への配備計画が、その後の調査結果が住民説明会で発表、説明が行われたわけですが、その発表結果に間違いがあり再調査がなされました。その結果が近いうちに公表されると聞いておりますし全員協議会も開催することとなっています。しっかり丁寧な説明を期待するものであります。

天候の方も暑く長かった夏の影響で、秋の訪れも遅かったと思いますが、やはり12月に入りますと、朝夕冷え込みが増してきました。体調維持に気をつけてほしいと思います。

今回の定例会は、令和元年締めくくりの定例会でございます。阿武町の輝く令和2年が訪れるよう、議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案19件、発議1件、報告1件、全員協議会における報告1件、協議1件、また、5人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、8人全員です。ただ今より令和元年第4回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、一般質問、議案説明、委員会付託です。

## 議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる9月10日開会の令和元年第3回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

9月27日 山口県町議会議長会令和元年第1回臨時会が山口市で開催され、本職が出席しました。同日、令和元年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

9月30日 住みよいふるさとづくり計画審議会が役場大会議室で開催され、本職が出席しました。

10月9日 第19回阿武町福祉スポーツ大会が体育センターで開催され、本職が出席をしました。

10月13日 「おいでませ！山口国体記念 障害者ソフトボール交流大会」が阿武小中グラウンドで開催され、開会式に本職が出席しました。同日、令和元年度第18回阿武町立みどり保育園運動会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席をしました。

10月20日 令和元年度奈古地区町民運動会が阿武小中グラウンドで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月21日 令和元年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。同日、「第3回おいでませ 阿武小給食食べちゃおう会」が阿武小学校で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月23日 第46回山口県商工会大会「地域振興懇話会」が山口市で開催され、中野副議長が出席しました。

10月25日 令和元年度山陰自動車道(益田～萩間)及び萩小郡地域高規格道路の整備促進に関する要望行動が国土交通省ほかで行われ、本職が出席しました。

11月1日 山口県町議会議長会11月定例会が山口市で開催され、本職が出席



をしました。

11月3日 第38回福賀大農業まつりが旧福賀中学校跡地特設会場で、また、第32回宇田郷ふれあい祭りが阿武町ふれあいセンターでそれぞれ開催され、本職が出席しました。

11月11日 令和2年度税制改正に関する提言で、公益社団法人萩法人会が来庁され、中野副議長が対応しました。

11月13日 「第63回町村議会議長全国大会」及び「全国町村議会議長会創立70周年記念式典」が東京NHKホールで開催され、本職が出席しました。

11月14日 「厚生年金への地方議会議員の加入を求める全国大会」及び「地方議会活性化シンポジウム」が東京都内で開催され、本職が出席しました。

11月15日 全国過疎地域自立促進連盟理事会及び第50回定時総会が東京メルパルクホールで開催され、本職が出席をしました。

11月17日 第34回さん3ふるさと祭りが阿武小中グラウンドで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月19日 令和元年度地域づくり研究集会がのうそんセンターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。同日、「災害に強い道路と物流を考えるシンポジウム」が萩市総合福祉センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

11月21日 北海道音更町議会議員が研修視察で来町され、中野副議長が対応しました。

11月23日 阿武町人権を考える推進大会が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

11月24日 無角和牛肉試食会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

11月25日～26日 議会行政視察研修で、高知県四万十町役場、土佐清水キャ

ンプフィールドほかを視察したことは議員各位ご高承のとおりです。

12月1日 第34回阿武町力くらべ綱引き大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席をしました。

12月4日 議会運営委員会が役場委員会室で開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

12月5日 住みよいふるさとづくり計画審議会が役場大会議室で開催され、本職が出席をしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和元年第4回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

年の瀬を迎え、何かと気ぜわしくなって参りましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多繁の中を、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、本年は新元号の「令和」の新たな時代が始まった記念すべき年であります。新元号には、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育ち、希望に満ち溢れた新しい時代を切り開いていく」という「祈り」と「願い」が込められているというふうに政府からの発表があり、正に新たな時代の幕開けとなったところであります。そして、この元号を受けて、新天皇のご即位に係る一連の儀式・式典が厳かな中にも盛大に、そして、つつがなく挙行されたところであります。

その一方で、日本列島は議長の挨拶にもありましたように今年も多く自然災害に見舞われ、特に、8月の九州北部の大雨、そして、千葉県を中心に強風の被害をもたらした台風15号、更に、関東・甲信・東北地方を襲った台風19号、更に21号、これらが甚大な災害を発生させ、これによって、13都県で100人以上の方がお亡くなりになり、今も2,600人以上の方々が避難生活を送っておられます。更には、今も行方不明の方もいらっしゃると思います。ここで改めて、お亡くなりになられた全ての方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げ、更に、被災された方々の全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、一方で明るい話題もありましたが、心に残るのが、9月20日から行われた日本で開催された「第9回ラグビーワールドカップ2019日本大会」でありました。決勝をかけたスコットランド戦のテレビの平均視聴率は39.2%、瞬間最高は53.7%を記録して、日本戦をリアルタイムで見た国内の視聴者数は、約8,731万人とも言われています。そして、日本代表が優勝候補のアイルランドを撃破し、4勝で初の決勝トーナメントへ進出するなど、日本だけでなく、世界中のラグビーファンからも称賛をされたところであります。

今年の「新語・流行語大賞」の年間大賞には、そういったこともあって、ラグビー日本代表のスローガンとなった「ONE TEAM」が選ばれました。

「ONE TEAM」とは、文字通りスポーツや仕事を通じて、団体や集団が1つのことを成し遂げるときに、全員の力を合わせてやり遂げるといった意味で用いられておりますが、阿武町においても、今正に心を1つにして、これからの10年間を見通した阿武町の新たな基本構想・基本計画となります「第7次総合計画」、更に「第2次阿武町版総合戦略」を策定している最中であります。この計画を作成するにあたっては、各種団体や集団、グループ、法人等々に対して多くのヒアリングを行いながら、これからの町づくり等についてのご

意見を幅広く伺うとともに、片や一般住民からの意見や要望を把握し集約するために小学生以下を除く全町民と、町外に住む「広報あぶ」の購読者、更に「阿武町会」の会員の方々等に対して、町民アンケートを実施したところであります。そして、このアンケートを通じて、いくつかの課題も明らかになったところではありますが、ここでその主なものを申し上げますと、先ずあるのが「各産業分野における担い手不足の深刻化」、そして「地域に暮らす中での小さな困りごとの増加」、そして「将来の地域医療における不安」、更に「外出支援や観光客を含む交通手段の確保」等が、これからのまちづくりの課題として表面化してきたところであります。また、今後 10 年間で力を入れていくべき施策に対する回答につきましては、第 1 位が「企業誘致などの町内での雇用の場の確保」、続く 2 位が「在宅医療等における医療施設・サービスの充実」、そして 3 番目が「地域の交通の確保と利便性の向上」というふうに出てきたところであります。ご案内のとおり、現在「第 7 次総合計画」及び「第 2 次阿武町版総合戦略」を策定中であり、今会期中にも全員協議会において、総合計画の中間案を皆様方にお示しし、議員各位からのご意見等もいただくこととしておりますので、忌憚のないご意見等を賜りますよう改めてよろしくお願いいたします。

最後に、イーグス・アショアの問題ではありますが、既にマスコミ報道等にもありますように、防衛省が適地調査結果等の再説明をしたいということで、来週の 17 日には、県庁において山口県知事、萩市長、私（阿武町長）、そして、各議会の議長への説明があり、翌 18 日から 22 日にかけて、萩市議会、阿武町議会、そして、それぞれの地区の住民説明会が開催される予定となっております。こうした中で既に報道もされておりますが、秋田の新屋演習場に関する国の発言の中ではありますが、菅官房長官も河野防衛大臣も、適地選定にあたっては、「候補地と住宅地の距離を重要な判断要素とする」といった旨の発言をされたと聞き及んでおり、私は大變的を射た考えであると思っております。

て、この本質は、むつみ演習場においても、基本的には何ら変わるものではない、全く同様であるというふうに思っているところであります。議員各位もご案内のとおり、私は、この問題が発生した当初から「むつみ演習場は、住民の生活圏域、生産活動圏域にあまりにも近接しすぎていて適地ではない。住民の理解はとうてい得られない。」というふうに申し上げているところであります。今回明らかになった国の候補地選定のある意味の基準に照らして、むつみ演習場が候補地から除外されることに大きな期待を抱いているところであります。そういったことで、17日の県庁での再説明の際にもこのことはぜひ申し上げなければならぬというふうに思っております。議員各位におかれましては、引き続き町民の立場に立ち、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を、簡単にご説明を申し上げます。

今回の議案は 19 件で、他に、発議 1 件、報告 1 件であります。議案の内訳につきましては、専決処分による「阿武町固定資産評価審査委員の選任同意」をはじめ、来年度から始まる「会計年度任用職員制度」に係る条例の一部改正や、人事院勧告に伴う人件費に関する条例の一部改正、阿武町定住促進条例におけるUターン施策を強化するための条例の一部改正のほか、人件費の改定等に伴う一般会計補正予算をはじめ、国民健康保険事業における事業勘定、更に直診勘定、介護保健事業、簡易水道事業、漁業集落排水事業の各特別会計の補正予算であります。

次に、全員協議会では、町の執行に係る工事等の「契約の締結報告について」の報告 1 件と、「第 7 次阿武町総合計画中間案」をお示しし、先ほども申しましたように協議をいただくものであります。なお、ご提案いたしました各議案の詳細につきましては、ここでの説明は省略をさせていただきますが、その都

度、担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての私からの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長の挨拶を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、田中敏雄君、7番、清水教昭君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる12月4日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月18日までの8日間と決定しました。

ここで、会議を閉じて15分間休憩いたします。

休 憩 9時27分

再 開 9時42分

### 日程第3 一般質問

○議長 休憩を閉じて会議を再開します。

日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が5人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに7番、清水教昭君、ご登壇ください。

○7番 清水教昭 本日の阿武町議会定例会にご出席の皆様、おはようございます。阿武町議会議員の、清水教昭です。

さて、これから、一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

質問事項は大きく「障害者に対して寄り添うことのできる阿武町に」を進めます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための、関係法律の整備に関する法律が平成24年4月に衆議院、参議院にて可決・成立し、同月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。本法律では「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化などを支援されてきました。今回はこれに対して、手続き等の内容に向けた質問をいたします。

一つが、都道府県によって障害認定基準の違いについて、です。

障害者手帳は申請をしたからといって必ず取得できるものではありません。自分の障害が手帳の交付対象に当たるかどうかを知る必要があります。そこで、都道府県によって障害認定基準が違います。そこで、山口県下と隣の県ではどうなっているのか、また阿武町と萩市では違いがあるのか、お聞きします。次に、手帳には1級から6級までの区分があり、障害対象によっては、6段階の区分の中で一部に級の無い障害対象もあります。また、受けられるサービスも変わってきます。従って、阿武町において障害対象の種類、その階級区分と

受けられるサービスが整理されていますか、また相談者にその内容を手渡して説明ができるようになっているのか、お聞きします。次に、身体障害者手帳の交付は1～6級までですが、障害対象によっては7級があります。この場合には7級の取り扱いはどうなりますか、また障害が2つ以上重複する場合も考えられますが、お聞きします。次に、身体障害者手帳は1度発行されると基本的には更新が無く生涯使用できます。つまり、障害が永続することを前提とした制度です。では障害が永続しないと考えられる場合があり、どのような状態の時か、またそれは誰が判断をするのか、お聞きします。また、最近では、医療の技術進歩やリハビリテーションの処置で効果がみられた場合において、阿武町では再認定の制度がどうなっているのか、お聞きします。

次、身体障害者手帳の申請・取得の仕方についてです。申請資料の提出先や相談先は、住んでいる市区町村の障害福祉の担当窓口になり、申請に必要な書類は交付申請書、身体障害者診断書・意見書、そして印鑑、マイナンバー、これに加えて代理人が申請をする場合は、代理人の確認書類、代理人の身元確認書類が必要と把握しています。そこで、身体障害者手帳の取得には流れがありその手続きに沿っていけばおよそ1ヶ月～4ヶ月で手帳が受けられるようになっています。では、正式な必要書類名を含めて、取得までの流れとここでの分かり易い説明資料、記入事例のポイント集があるのか、お聞きします。

次に、3点、指定医師による診断書・意見書について、です。

指定医師による診断書・意見書が絶対に必要です。では指定医とは、県知事が指定した医師であり、その医師は診断書が作成できます。医師なら誰でも診断書が出せるわけではありません。ここが重要です。では、かかりつけの医師が指定医でない場合は、その病院で診断書を出してもらえる医師を教えてくださいになります。しかし、事前にわかっているのならば手続きが少しでも楽になります。そこで、障害対象に合わせて阿武町・萩市で何件の病院があるの



か、また、その病院を紹介する資料が準備されているのか、お聞きします。

4点目、「親なき後」の介護のあり方について、です。

障害者総合支援法において、名称を「障害支援区分」に改め、定義を「障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」とする「障害支援区分」の認定が知的障害者や精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講じた上で、平成26年4月から施行することとされました。では、その時に必要とされる支援の度合いが高い区分6を含む対象者の方々の生活環境が変わってきました。それは親の高齢化が進み、介護をする体力が下がってきたことです。その時に「親なき後」を考えてみますと、今や緊急的な課題と考えます。現状の取り組みを含めて、今後の「親なき後」の施策をお聞きします。

以上、質問内容は大きく4点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の7番、清水教昭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは、7番、清水教昭議員のご質問にお答えいたします。

たくさんの項目がありますが、順次お答えしたいと思います。

まず、都道府県によって障害認定基準が違う、とのご指摘であります。ご質問の中で「手帳には1級から6級までの区分があり」と言われておりますので、身体障害者のことであろうと推察するところではありますが、このことにつきましては、都道府県によって障害認定基準が違うというふうなことはありません。身体障害者の障害程度については、厚生労働省により身体障害認定基準及びこれに基づく身体障害認定要領が示されており、これによって都道府県が決定することとなっておりますので全国同一の基準であります。念のために担当課の方で県に確認もいたしましたところ、「都道府県によって障害認定基準が違うなどということはありません。」という回答でありました。あり得ない

ことを前提としてのご質問にお答えするのも如何なものかとは思いますが、ここで、いわゆる三障害について申し上げます。身体障害のある人が福祉サービスを受けるために必要となるのが身体障害者手帳であり、精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳、更に、知的障害の場合には療育手帳、これの交付を受けることとなります。それぞれの手帳に表示される障害の程度を表す等級についても、身体障害者手帳の場合は、国が示す身体障害者障害程度等級表において、障害の種類別に重度の側から1級から7級の等級が定められており、6級までが手帳交付の対象に、また7級の障害は、単独では手帳交付の対象とはなりませんので身体障害者としてのサービスを受けることはできませんが、7級の障害が2つ以上重複する場合、また7級の障害が6級以上の障害と重複する場合につきましては手帳交付の対象となり、サービスを受けることができるということになります。精神障害者保健福祉手帳の場合は、1級から3級までの区分がありますし、療育手帳につきましては、AとBの区分となっています。いずれにいたしましても、これらの手帳の交付決定にあたっては、国の基準に従い都道府県が行うものであり、市町が行うわけではないため、阿武町と萩市で認定基準に違いがあるようなことはあり得ないということでもあります。また、ご質問の中では、身体障害者手帳等級と障害支援区分を混同されているようでもありますので、少し整理しながらお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、身体障害者手帳には1級から6級の等級がありますが、この等級に応じて受けられる障害福祉サービスが変わるわけではありません。障害者手帳をお持ちの方が、障害福祉サービスを受けようとする場合には議員も先ほど4点目の質問で触れておられますけども、障害者総合支援法による障害支援区分認定を受けていただく必要があります。介護保険における要介護認定制度をイメージしていただければだいたい分かるのではないかと思います。障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な

支援の度合いを表す6段階の区分が「区分1」から「区分6」という言い方をしますけども、「区分6」の方が必要とされる支援の度合いが高いということになります。そして、この「必要とされる支援の度合い」に応じて、適切な障害福祉サービスが利用できるということでもあります。いずれにいたしましても、これら3手帳の新規交付の際には、担当課の窓口で福祉制度一覧表をお渡しし、説明をさせていただいております。また、更に障害福祉サービスの利用を希望される方には、障害福祉サービスガイドという冊子を手渡ししながら説明もしているところであります。また、障害が永続しないと考えられる場合について、であります、一概にこの障害ということはありませんが、障害の種類と状況によって1年から5年後に再認定が必要となる場合があります。身体障害種別や程度によっては、最初から再認定の期間が表記されているものもありまして、再認定の結果、障害を有しなくなったとして非該当となるケースもまたあります。更にこの判断につきましては、後ほどの質問内容と重なりますけども、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断書等をもとに、都道府県が決定することとなっております。手帳の再認定等につきましても、全国一律の基準をもって都道府県が行うものでありまして、阿武町で独自の制度があるわけはありません。

次に、2点目の、身体障害者手帳の申請・取得の仕方について、であります、担当課によりますと、手帳の申請をされる場合、いくつかのパターンがあるようです。まず、医師の意見書を携えて窓口に来られる場合が全体の約8割です。この場合には担当者と一緒に窓口にて申請書の記入をしてもらいます。次に、病院に「意見書を書くから原本を持ってきて」と言われた、として窓口に来られる場合が全体の約1割です。この場合には、意見書の白紙を渡して記入してもらってからの提出依頼となります。この時には、次回の提出の際に必要なものをメモに書いて渡しているということでもあります。そして、全く分か

らないまま手帳の相談に来られる場合が全体のまたこれも1割程度あるようでして、この場合には、かかりつけ医に相談をするように指導して医師に意見書作成の意向があるかどうか確認をしてもらっております。そして、申請から取得までの流れについてのご質問であります、先ほどの申請のパターンで申しましたように、ほとんどの方がかかりつけ医により、身体障害者手帳交付の対象となるとの判断によって、診断書・意見書を書いてもらってから窓口に来られているようであります。ここで、窓口での申請となるわけではありますが、正式な必要書類名ということでもありますので申し上げますと、身体障害者手帳交付申請書、これに必要事項を記入していただくことになります。この時に、担当者が申請に来られた方と一緒に説明しながら記入をしていただいております。代理人が申請をする場合とのことではありますが、担当課から県に問い合わせたところ、「身体障害者手帳の交付申請で代理人による申請は想定していない。」とのことでありました。ご家族の方や入院先の病院から直接申請書が届くことがありますが、これらは、あくまでも「本人による申請を手助けしていることであり、代理人による申請にはあたらない。」という回答でありました。また、記入事例のポイント集とのことですが、記入事項は、本籍地の都道府県名、そして居住地、職業、氏名、生年月日、電話番号、そしてマイナンバーである個人番号を記入し押印するだけでありますので、「申請書は記入事例を参考にご自分で作成してください。」などというようなことになることでもありますけれども、窓口では担当がお一人お一人に対して申請書作成のお手伝いをさせていただいております。ちなみに、昨年12月から今年11月までの1ヶ年で、新規交付申請が5件、再認定のための申請が5件の合計10件の申請がありました。申請書の記入が終わりましたら、手帳に貼り付け等をするために写真2枚を添えて県へ進達をいたします。ここで、申請から手帳交付までの期間でありますけれども、山口県によりますと県が定めている標準処理期間は、新

規、再交付ともに総日数で50日と定めているようであります。年間処理件数が約6,000件で月に500件の処理があるということで、担当審査に1ヶ月程度、システム入力や決裁、そして、発行・発出業務等に2週間程度を要しているようでありまして、順調であれば、およそ2ヶ月弱で交付をされるわけですが、診断書・意見書への記載漏れや県の決定等級が指定医師の等級意見より例えば低い等の事例が発生いたしますと、その都度、指定医師への照会が行われることになり、遅延の原因ともなっているようであります。また、等級判断に疑義があり、等級が下がる場合などは、障害程度審査委員会に諮問することになっておりまして、更に遅延が発生して、県全体では手帳交付まで平均今では約3ヶ月程度かかっているようであります。

次に、3点目の、指定医師による診断書・意見書について、であります。身体障害者福祉法第15条第1項に、「身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。」とあります。この「都道府県知事の定める医師」のことを、「15条指定医師」というふうに呼んでいるわけですが、それぞれの医師には専門分野がありまして、専門外の診断書は出せないということであります。身体障害者手帳交付の対象となるのは、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、四肢（上肢、下肢、体幹、脳原生運動機能障害）、そして心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、そして肝臓機能に一定以上の障害のある方に交付をされます。ですから、身体障害者診断書・意見書も視覚なら視覚専門の、聴覚なら聴覚専門の診断書、そして意見書がそれぞれの障害種別ごとに用意されていますので、ほとんどの場合、受診している病院等で診断書・意見書を書いてもらうことができるのではないかとこのように思っております。ちなみに、阿武萩管内では、35の医療機関で61人の指定医師がおられ

、阿武町内の3医師も指定医師であります。ただ、専門外の診断書は出すことができませんので、例えば視覚であったり聴覚につきましては指定区分はお持ちではもちろんありません。

次に、4点目の、「親なき後」の介護のあり方について、であります。障害のある子どもを抱えている家族にとっては、その子の面倒を全面的にみている両親が将来その子を支えられなくなったら、その子の財産管理や身体介護を誰がどのように担ってくれるのだろうかという不安や心配は、本当に切実な問題であり、ある意味最大時の関心であるというふうに思います。これをいわゆる「親なき後問題」と言っているようではありますが、これは何も、両親が亡くなった後の事とは限りません。両親が高齢化が進み、障害のある子どもの面倒を見られなくなった時点で、既にこの問題が顕在化しているという事があります。このことにつきましては、先月、11月12日開催の阿武町地域福祉運営協議会の場でも検討課題として報告をさせていただいたところであります。ここで、阿武町の現状を申し上げますと、年齢が35歳から55歳の療育手帳所持者は13人ありますが、この13人の内5人、そして、精神障害者保健福祉手帳所持者15人の内9人が在宅で親と同居しておりまして、この合計14人が将来的には支援が必要になるのではないかなと思われまます。このため、住まいや雇用の確保対策として、在宅生活が困難なケースや施設からの退所、医療機関からの退院の受け皿としてニーズの高いグループホーム等の確保を図る必要があり、また在宅生活を継続していくために、障害者の雇用も視野に入れた体制作りを検討する必要があります。このことから、先日、議会にも大まかな方向性についてご説明を申し上げたところでありますが、奈古地区の一ノ瀬地区の遊休農地を町の方で取得して、障害者グループホームの建設を今現在計画しているところであります。1ユニット7人のグループホーム、これを4セット建設する予定で、28人分のグループホームを、まあ可能であれば3年後の令和4年度供用開

始を目標に、今から詰め作業を行っていきたいと思っておりますし、このことにつきましては、県との事前協議も既に進めているところであります。完成の後には、社会福祉法人に指定管理委託する等をして、適切な運用をして参りたいと思っております。ある程度調整が進めば、来年3月の議会には関連予算の計上もさせていただくことがあろうかというふうに思っておりますので、その節にはよろしく願いいたします。いずれにいたしましても、誰もが住み慣れた地域で社会的に孤立することなく、その人らしく安心して生活を送ることのできる地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進、また、地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で地域住民が主体的かつ積極的に関わり、支え合う新たな支え合いの拡大、強化を行うため、年齢や障害などに関係なく、すべての町民が支え合う、安心な暮らしづくりに努めて参りたいと思っております。

以上で、1項目目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長 7番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、7番、清水教昭君。

○7番 清水教昭 答弁をいただきました。その中で整理されている内容、またはそのパンフレットの取り扱いについて、ご質問をいたします。

障害者認定基準と障害対象の種類、その階級区分とサービス内容が分かりました。そして、先ほどの答弁の中で、一番心配するのが全く分からないでおいでになった人が1割程度いらっしゃるという内容でした。私はそこが大切ではないかなと思います。しかし、その1割の人に対して説明が分かりやすくできるかどうかは別問題です。従って、その分野をどのようにプログラムされて説明の出来栄え判断をされるのかお聞きします。以上1点です。

○議長 健康福祉課長。

○健康福祉課長 相談への対応という事でございますけれども、今、町長の答弁の中にもありましたように、3つの手帳交付の際にはそのような形でご説明をさせていただいております。ただ、手帳の交付の対象になるかどうかを相談に来られたといたしましたらですね、その方につきましては、我々の方で手帳交付の対象になるかどうか専門的な判断をできるわけではありません。この判断はあくまでも指定の医師の方の診断に基づいて行うわけでございますので、そういった指定医の方をご紹介するという形になろうかと思えます。それにつきましては、県の方から県内の指定医の一覧表、これをおよそ3ヶ月くらいの期間ごとにですね、各市町にデータとして送ってきていただいておりますのでその方の障害の種類、それに応じた指定医をご紹介するというような形で、その指定医の方の診断を仰いでいただくようにご指導をさせていただいておりますとそういうふうな形で相談に応じさせていただいております。

○議長 7番、再々質問はありますか。

(7番、清水教昭議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問ないようですので、以上で1項目目の質問を終わります。引き続き7番、清水教昭君の2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 清水教昭 それでは、次の質問事項は「河川に生命と減災の事業をおこし元気な町づくりを目指す」で進めます。

水はたえず変化し形を変えていきます。その途中で色々な生物の生命の営みに関わっています。そうです。空気、そして太陽の暖かさと同じです。人間にとっては無くてはならないものです。そのために、まず、河川に生命を吹き込む質問をします。

次に水から起きる災害に触れます。平成25年7月28日に豪雨で萩市、阿武町での災害、平成30年7月の西日本豪雨で11府県に特別警報発表、令和01年10月台風19号で1都12県に大雨特別警報と、広範囲で記録的な大雨が長時間降り



最大の災害が起きて危険が非常に高くなった実態が続いています。「特別警報が発表されない」は、「災害が発生しない」ではないのです。ただちに命を守る行動は、私たち一人ひとりが自覚していくことが重要です。そのための質問を行います。

まず、河川に生命を吹き込む鮎の放流について、です。これは平成30年9月の一般質問でこの項目について質問をしました。そこでの質問は「淡水魚の現状復帰をさせるために鮎を含めた養殖魚等の放流」ということで、そこでの答弁は、「淡水魚等の減少については指摘のとおりコンクリート等を使用することによる理由もあるかもしれませんが、これと相まってサギ等による捕食、それから河川のそれぞれの汚濁、それから洪水等自然状況によること等の大きな要因ではないかと考えている。たとえ鮎を含む淡水魚等の放流をしても、このような自然条件や、現在の河川の環境の下では、棲み着いていくのは難しいのではないかなと考えております。今後、棲み着くようにするには、川の環境を整えれば可能であります、そういったことを全体的に整えて参りますと、自然に海から遡上してくるのではないかな、ということであります。」との、答弁がありました。では、川の環境を整えれば可能であると今言われました。そのような生活環境、自然環境はどこの地形の河川でも同じです。阿武町の場合はじゃあどこが悪くて、何をすればよいのか伺います。次に、全体を整えれば自然と海から遡上してくるのではないかな、と言われましたが、鮎がないのにどうして遡上するのか伺います。また、いないが何年待てば遡上してくるのであれば、何年待てばよいのか伺います。続いての答弁が、参考のために、「鮎の放流に関係する助成金について近隣の市に確認にいたしましたところ、鮎の放流については助成金を出しているところもありました。助成金は、あくまでも内水面の漁業協同組合となっているところに出しております。これは自然環境というよりも漁業の振興ということでした。ちなみに、阿武町には内水面

漁業協同組合はございません。漁業ということであれば無理やり放流はできません。」との答弁でした。では、漁業ということであれば無理やり放流はできません、との答弁ですが、阿武町では目指す自然に優しい町づくり、また貴重な地形や地質が残るジオパークを自然豊かな公園にする考えから照らせば可能と考えます。漁業がどうして前面に出るのか伺います。次に、ホタルとか鮎は自然に適合した指標になります。阿武町の子どもから大人は、河川に親しみ心を癒します。大それたことを願ってはいません。毎年の放流がいつか豊かな自然に蘇ります。再度、阿武町の住民になりかわり、自治会をまきこんで、阿武町全域にある河川に放流ができないのか伺います。

次に、暖竹（別名ヨシタケ）を根絶して減災につなぐ。ヨシタケとヨシは「いね科」であるが全くの別物です。ヨシはすだれの葦簣（よしず）、茅葺屋根の葺き替え、また神社の儀式で用いる「たいまつ」の芯の周りに束ねる材料に使用されてきました。しかし、ヨシタケは利用価値がほとんどありません。また、増水で大水が出た時には、ヨシは川底で折れ曲がり、その上を水が流れ流木が流れていきます。しかし、ヨシタケは流水に逆らい、水を左右に分け、また根っこの周辺を洗掘させて護岸を崩壊させます。また流木が絡みついて川幅が狭くし、水位を上昇させて堤防を決壊させます。そこで、宇田川の横にふれあいセンターがあり、50メートル上流には、不透過型砂防堰堤があります。その上段の真中に、ヨシタケが繁殖しています。増水した水が両側の側壁護岸の底を洗掘しています。早い時期にヨシタケの除去と洗掘した部分があれば補強をお勧めします。合わせてヨシタケとヨシの根が絡んで魚道に水が流れていません。しかし増水した時には流れます。当然です。側壁護岸が崩壊をする前での対応を伺います。次に、惣郷集落に白須川があります。ここも民家を過ぎたところに不透過型砂防堰堤があり、その下流にはヨシタケ約150メートルにわたって繁殖をし、川幅を狭くしています。そのそばを町道があり護岸が町道

を守っています。しかし、崩壊をしてしまえば、そこにある水田の多くが被害を受けます。早い対応を伺います。次に、奈古地区に流れる郷川水系に中洲があります。そこに木が生えていると、流木が絡みつき増水した水の流れが側壁護岸に当たり決壊につながります。早目の除去ができないのか伺います。次に、2級河川、そして準用河川、普通河川のヨシタケ繁殖状況の調査実施とその対応を伺います。

3点目、氾濫発生情報と危険度の対応についてです。今回の台風19号で洪水が多発しました。これに合わせて「氾濫発生情報」がテレビ、新聞で聞かされました。これは、洪水で深刻な被害が出ると予想される河川について、国土交通省や気象庁が「指定河川洪水予報」を出し、その一つが「氾濫発生情報」と聞かされました。阿武町には「指定河川」は無かったと考えます。そこで、阿武町にある河川で堤防が崩壊し水が溢れた場合はどのような情報を誰が出すのか伺います。次に、市区町村には危険度に応じて5段階レベルがあると聞いています。各段階でのレベル内容と住民がしなければいけない行動をお聞きします。次に、危険度の内容を告知しても、災害が発生をしてからでは役に立ちません。日頃の啓発が重要です。その手段をどのように考えているかお聞きします。次に、阿武町には2級河川で大井川水系、郷川水系、木与川水系、宇田川水系、白須川水系の5つがあります。また準用河川、普通河川もあります。これを誰が責任をもってどのように監視して情報を流すのかお聞きします。

4点目、防災行動計画（タイムライン）と、マイ・タイムラインの作成指導についてです。山口、防府両市を流れる佐波川の大規模氾濫に備え、多機関連携型の防災行動計画（タイムライン）作成に向けた初会合が10月30日にありました。これは氾濫時を予想し、行政や警察、交通、ライフライン等で先を見越し、早期の災害対応を時系列に作成するものです。また、11月19日に行われた「災害に強い道路と物流を考えるシンポジウム」の基調講演では、一人ひとり

、また家族でのマイ・タイムラインを作成しようとの呼びかけがありました。そこで、この阿武町において、防災行動計画(タイムライン)が作成されているのか。また、その計画は、住民に広く啓発をされていくのかをお聞きします。次に、マイ・タイムライン」は『命を守るために今すぐ行動』のために必要ですと警鐘され、3つの素晴らしい訓示を受けました。その一つが、リスク(危険)を認識できる、二つ、いつどうやって逃げるのか、三つ、コミュニケーションの輪が広がる、この3つがありました。従って、この取り組みを提案します。今回は、住民の命を守る目線での回答を伺います。以上、質問内容は大きく4点になります。町長のお答えをお願いいたします。

○議長 ただ今の、7番、清水教昭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 ただ今の「河川に生命と減災の事業をおこして元気な町づくりを目指す」のご質問であります。まず1点目の鮎の放流、そして川の環境と鮎の遡上についてであります。

昨年、9月議会で清水議員から、淡水魚の現状回復のために、鮎を含めた養殖魚等の放流ができないか、とのご質問を受け、これに対して、鮎を含む淡水魚等の放流をしても、自然条件や現在の河川環境の下では棲み着くのは難しいが、川の環境を整えれば不可能ではないだろう、というふうにお答えいたしました。川の環境につきましては、淡水魚の種類によって異なりますけども、鮎が生息する環境というのは、調べてみますと水量はもとより25cm以上の石があって浮き石の状態で淵も瀬もある川が良いとされているようであります。また、産卵に関しましては、川の中流と下流の境目辺りで、5cm以下の砂利があって泥の堆積がなくて、水通しの良い場所が良いというふうに言われておるようであります。そこで、現在の町内の河川を見てみますと、郷川、木与川には鮎が生息されておることが確認されていますけども、それ以外の河川につきまし

ては、河口の閉塞、そして土砂の堆積等によって淵が無い、或いは巨石はあるが水が無い等によって、鮎は全く生息していないという事ではありませんが、いても川尻あたりに少しだけというふうな状態が多いと思っております。そして、このような現在の川の状況で、鮎に適した環境を整えるには多額の費用が必要になるというふうに考えており、鮎が多く泳ぐ河川は、これは理想で素敵なことでもありますけども、厳しい予算の中ですぐに整備していくのは、私は無理かというふうに思います。また、河川は治水の問題も抱えておりますので、総合的に考えていかなければならないと思っております。それから、何年待てば遡上して来るのかということではありますが、そういった環境が続いたとすれば遡上はして来るだろうというふうには思いますけども、それが何時になるか何年になるのか、これは正直分かりません。次に、放流に関しての質問であります。昨年9月の答弁の中で「漁協ということであれば無理やり放流はできます。」と申しあげましたけども、これは、鮎という魚は1年ほどの寿命です。4月上旬に放流した後に川で成長して、秋に水温が低下してくると下流辺りで産卵をして一生を終えるわけでありまして。こうした中で、放流後川で成長した鮎を捕獲する内水面漁業が実態としてあるならば、助成しても漁業の振興という言い方もありますけども、川での自然に親しむための放流というのは、気持ちとしてはたしかに分かりますけども、先ほども申しあげましたように、鮎は1年の寿命でありますので、毎年放流していかなきゃならない。これを、税金を使ってまですることによって多くの住民の理解が得られるか、ということになるというふうに思っております。この辺の問題があるというふうに思います。

次に、暖竹（ヨシタケ）の立木撤去の問題であります。ご指摘のように、ヨシタケや立木が河川の至る所に繁殖していることはご指摘のとおりでございます。毎年、2級河川については、県に要望して伐採や除根をお願いしているところでありますが、このヨシタケにつきましては、かなり繁殖力が強く伐採

後焼き払ったとしても、根からまた新芽が出てきます。本当に頭を悩ませているところであります。現在、いくらかの農薬も登録されておりますけども、葉害の心配もあり、実際の使用は困難と思っております。従って、現在有効な手段としては、根ごと浚渫をするぐらいのことだろうということになります。ただ、これも多くの費用もかかりまして、厳しい財政の中で多額の予算を付けるのはなかなか厳しいわけでありまして、どうしても個別的な対応にならざるを得ないのが実情であり、特にヨシタケや立木が繁殖し、治水上問題がある箇所があるならば、要望していただければ検討をしてみたいと考えているところであります。ただ、実行にあたっては、ヨシタケの根を除去することによって護岸が脆弱となり崩壊したとなれば本末転倒になりますので、これについては十分な配慮、考察が必要であると考えているところであります。いずれにいたしましても、ヨシタケや立木につきましては、治水上問題がありますので、今後とも適宜対応していきたいというふうに考えております。

次に、3番目の氾濫発生情報と危険度の対応についてであります。はじめに町内の河川が大雨等による堤防の決壊を来した場合の情報の取り扱いの話でございます。まず、対象となり得る河川であります。町内においては、流域面積が広く堤防の高さが一定以上ある2級河川が考えられ、具体的には先ほど申されましたように水系を含む奈古の郷川、そして福賀の大井川、宇田郷の宇田川と白須川の4河川が対象になろうかと思うところであります。近年、町内で発生した大きな災害を振り返ってみますと、平成9年に発生した台風9号は、福賀地区で過去最高の連続雨量930.5mmという大雨を降らせ、大井川が広範囲において氾濫したほか、土砂崩れにより福賀地区に通じるほとんどの道路が遮断、一時的に孤立状態になるような未曾有の大災害でありました。また、これは記憶にも新しい平成25年7月28日ではありますが、山口県と島根県を襲った豪雨によって、町内では福賀地区、宇田郷地区がそれぞれ大変な被害に見舞わ

れ、福賀地区の八保と宇田郷の大刈において土砂崩れによって家屋が倒壊し、そして、人的被害も出たところであり、特に大刈地区においては集落全体が壊滅的な被害となったところでもあります。この二つの災害で共通することは、どちらの日も、役場本庁のある奈古地区の気象状況は小雨程度で、町内福賀地区、宇田郷地区での災害発生など想像しがたいというような異常な状況でありました。特に、平成9年の福賀地区の豪雨については、降り始めからが閉庁日であったこと、また、当時の気象庁からは、現在のような局地的かつ詳細な情報もなく、ましてや線状降水帯というふうな用語も無かった時代でありまして、連絡を受けて現地に赴くと、奈古地域の状況からはとても想像ができないような様子に大変驚いたことを強く記憶しております。10年一昔と申しますけども、現在の気象予報は、気象衛星や雨雲レーダーの能力向上、過去のデータの蓄積・活用、また、スーパーコンピューターによるシミュレーション解析、より小さな範囲の気象予測など、10年前に比べれば、精度、内容ともに格段に進歩をしております。また、これと同時に、気象庁による降雨情報や市町村の避難勧告等がリアルタイムで、テレビ等で流れるようシステム化されるなど、情報発信の多様性、スピード化も図られ、情報伝達手段は格段に改善されているというふうに思っております。こうした中、河川の水位等を監視し決壊が発生した場合、誰が情報を流すかとのご質問でありますけども、先ほど述べましたとおり、気象予報の精度が格段に向上し、局地的かつ降水量の正確な情報を得ることが可能となっているほかにも、山口県が設置している雨量計が各地区3箇所、具体的に申し上げますと、奈古地区では阿武地区農業集落排水の処理場、そして福賀地区では長沢のため池付近、そして宇田郷地区では旧伊富建設の事務所付近に、また、河川の水位計が奈古地区の新八幡橋付近の郷川に設置済となっているほか、今年度中には福賀地区の中村地区の大井川、また、今後順次宇田郷の白須川、そして宇田川の順に設置していただくように県の方に要望し

ておりまして、これは、これからネット環境が整えばリアルタイムで降水量や水位が離れた箇所からも確認することが可能になってくると思っております、これらも活用しながら、まずは氾濫を起こす前に避難情報を流すこととなります。梅雨前線の活発化や台風接近に伴う大雨等が予想される場合には気象庁が注意報や警報等を発令し、そして、警報の発令時においては、役場の管理職が24時間体制で、これを監視することになっておりまして、また、町が策定しているところの「阿武町地域防災計画」のもと、気象庁が段階的に発表する気象予測情報と5段階の警戒レベルを注視し検討しながら、災害に応じて災害対策本部を事前に設置するなど、適宜避難勧告、避難指示等を発令していくこととなります。次に、避難情報レベルごとの住民の対応でありますけれども、広報7月号の配付の時に、全戸に警戒レベルごとの住民の行動を示したチラシを配付したところであります。これは広報の記事としてではなく、常時目につくようにという思いから、居間等の壁や冷蔵庫等に貼っていただきたいという思いがありまして、あえてチラシでお配りしました。なお、住民の皆さんに良く知っていただくためには、ここであえてですね申し上げますと、各レベルの内容と住民の取るべき対応を説明させていただきますが、まず、警戒レベル1は、台風の接近等を見越して、今後起こるであろう災害に対する心構え、レベル2は、ハザードマップ等により避難経路等の確認というふうになります。それからレベル3以上が大変なわけではありますが、まず、レベル3では「避難準備・高齢者等避難開始」(昔でいう避難準備情報ですね)は、まず避難が必要となるような災害が起こることが予想される時に、地域の皆さんが速やかに避難できるように促します。また、避難に時間がかかる方、高齢者、障害者、要支援者、乳児等のいる家族等につきましては、避難行動、今言うこの避難行動というのは、早めに避難所或いは親戚などの家に移動する。或いは危機が迫った場合の命を守る行動をとることを行うこととなります。洪水時には、自宅の



上に高い所へ避難する等の垂直避難等も促します。次に、警戒レベル4の「避難勧告」は、安全のために早めの避難を促す時に発令いたします。拘束力はありませんけれども、必要に応じて早めの避難をしていただく必要があります。また、「避難指示」につきましては、洪水・火災などにより、著しく危険が切迫している時に発令し、対象地区住民の方が対象となりますけれども、避難所等に避難するいわゆる「水平避難」、そして先ほど申しましたが家の2階などの高いところに避難するいわゆる「垂直避難」をするように、また、親類の家等に避難するなど、速やかな避難が必要となります。最後に、レベル5は最大級の避難になりますけれども、既に災害が発生している状況の中で、命を守るための最大限の行動を取ってくださいということでもあります。これにつきましては、ご承知のように町の防災行政無線であったり、Jアラートであったり、広報車を発出して広報等に努めることとなっております。

最後にタイムラインについてでありますけれども、タイムラインにつきましては、防災関係機関が災害の発生を事前に前提に、起こり得る状況を想像して、いつ、どのような防災行動を、どの主体が行うかを時系列的にまとめた防災計画のことです。自然災害等により人的、物的被害を軽減するためには、インフラ整備や防災まちづくりによる防災対策を実施することも重要であります。たとえ施設が完成していたとしても、施設の設計の体力、対応力、耐久力を上回る災害が発生した場合は、例えば堤防からの越水や崩壊等によって災害が発生する可能性があります。つまり、施設だけでは防ぎきれない災害が必ず発生する、という考え方に立って備えることが重要であります。こうした中、本町におきましては、他市町村同様、県の防災課と萩土木建築事務所及び下関地方气象台等の関係機関とタイムライン作成に係る協議を昨年6月より開始し、今年の5月までに梅雨時期等の大雨、それと台風時、この2パターンについてタイムラインの素案を作成し、現在試験運用をしているところであり

ます。今年の梅雨時期の大雨や台風等の際には、この素案に則って情報の伝達を行っておりまして、運用上気づきがあればその都度修正を行っている段階で、令和2年6月より本格運用を開始する運びとなっております。なお、マイ・タイムラインにつきましては、住民一人ひとりがそれぞれの環境、状況に合わせて災害時にどのような行動をとれば良いのかを、町や気象台の発する災害情報をもとに、あらかじめ時系列的にまとめておくものでありますけども、今後の作成指導につきましては、タイムラインの先ほど申し上げましたタイムラインの本格運用に併せて行っていく予定としておりますので、また、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。若干長くなりましたが、以上で終わります。

○議長 7番、再質問もあろうかと思いますが、時間が参りましたので、これをもって7番、清水教昭君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時41分

再 開 10時49分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、2番、伊藤敬久君。ご登壇ください。

○2番 伊藤敬久 2番 伊藤が今から農業対策について質問します。

本年、7月10日、阿武町では森・里・川・海シンポジウムが開催されました。環境省総合環境政策審議官の「中井徳太郎」氏の基調講演と「阿武町まちづくりについて」のパネルディスカッションが開催されました。どのパネルも阿武町は素晴らしい自然に恵まれ新鮮で多彩な魚と農産物がありこれを生かし6次化して発信すれば、阿武町は人を呼び込み、関係人口を増やし

発展できると発言されていましたが。私は、この自然環境と新鮮でおいしい食料を生産しているのは農業・林業・漁業に携わっておられる方の、地域を愛し、先人が苦勞して築いた農地を守り後世に引き継ぐために従事されている人の努力による賜と思っています。そこで、阿武町の生産現場の状況は農業漁業従事者の減少と高齢化・生産物の価格の低迷による厳しい状況があると思います。そこで、今日は、自然と景観を守り、また、阿武町民が安心して暮らせる住環境を守っている重要な産業である「農業」について質問します。

農業の現状は、1つには農産物の自由化です。第二次世界大戦後、各国の保護主義的な貿易政策を防止するルールを定めた（関税及び貿易に関する一般協定）これが1947年に発足し第1回から第7回までの47年間については国民の食糧を生産する農業は協議より除外されていましたが、しかし1994年（第8回ガットウルグアイランドで農業も自由貿易の対象となり、農産物に直接補助する価格支持政策は廃止をすることが決まり、緑の政策（農業が持つ多面的機能・転作等の奨励金）は関税から除外され残ることが決まりました。

日本に対して米は例外扱いとして、米を除いた全ての農産物が関税化をされてきました。例外扱いとされた米は、1kg当たり341円（60kg当たり約2万円）の関税を認める代わりにミニマムアクセス米として77万トンの輸入を義務づけた決議がされました。それを日本政府が受け入れたことで第8回会議でWTOの設立が合意されました。ガットウルグアイランドを受け入れた政府は農業基盤強化策として様々な補助政策を実施してきました。しかし日本農業は、国土が狭く、温暖化による気象変動等による災害の発生があるにもかかわらず、厳しい自然環境の中で、農業を営んでおります。しかし政府は世界的な自由貿易圏が進む、2国間協定・ヨーロッパ経済圏EUが発足するなど広域自由貿易が発足する中で、農産物の自由化には農業者が反対したにもかかわらず2017年（平成27年）11月10日TPP「環太平洋パートナーシップ

協定」が米は例外扱いとして、その他の農産物の主要5品目(麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物)の関税は残りましたが、その他の農産物は関税撤廃で合意をされたところであります。その後、TPP合意を基準に、日本とEU間のEPA、日米貿易協定が合意され、まさに日本農業は世界の自由貿易の中に組み込まれ外国の安い農産物が輸入されるようになり農産物価格の上昇は見込めない厳しい環境の中にあります。農産物価格、特に日本の主食である米についてみますと、ガットウルグアイランドが合意された平成6年産の米価は、平成5年産の大冷害によりまして米不足がおこり、大量のタイ米が輸入されたことはご承知のとおりであります。その影響を受け、平成6年に新食糧法が公布されて最初の入札価格による銘柄米の60kg当たり平均価格は2万1,367円、その時の政府買い入れ価格は60kg当たり1万6,392円でございます。平成6年以降豊作が続き米の需給に余裕ができ、消費者減少もあり米価は年々下がっております。平成30年産のあぶらんど萩農協の買入価格は1万1,500円~1万2,500円の間となっております。そこで、2つ目は米の生産にかかる費用です。そこで中山間地が多く生産条件に近い中国四国農政局管内の米生産について公表がされております。平成30年産の個人経営の米生産費を見ると、10a当たり生産費を全経営体平均(平均作付面積89a)でみると、費用合計米にかかる費用が14万906円、その中の物財費、種籾、肥料、農薬、農機具代などが9万5,843円、労働費、日常の管理、草刈りなどの費用が4万5,063円となっております。そこで全経営体の10a当たり平均収量476kg(約8俵です)これに最近の60kg当たり推定価格1万2,000円を掛けて計算して推定でみますと売上額が9万5,200円で物財費が9万5,845円でほぼ同額で労働費はでません。これが現状です。また、私の住んでいる集落で転出した人の農地を預かって生産した平成30年産の生産費用は15万91円、その中の物財費9万6,742円、労働費が5万94円となって、売上が8万6,143円で、物財費も足りま

せん。不足分の草刈り賃は中山間直接支払制度を活用して対応し支払っておりますが、他の不足分は無報酬でやっているのが現状でございます。米を生産しても生産費が売上より高いという状況にあります。3つ目は、農業生産に従事されている農業者の年齢構成です。農林業センサスで阿武町の現状をみますと2010年(平成22年)今から約10年前です。10年前は326の方が農業をされております。その内60歳以上が276人で85%を占めております。また、内男性は167人で60歳以上が136人で81%でございます。5年後の2015年(平成27年)ですが、農業従事者が205人、その内60歳以上が176人で86%、男性は108人で60歳以上が95人で88%となっております。たった5年間で農業をする人が約100人阿武町で減少しているのが分かります。その内60歳以上の割合は約9割を占めるという状況にあります。来年の2月1日に農林業センサスが実施されますが、団塊の世代戦後生まれが70歳を超えてきますので高齢者の構成割合が増えて、ますます高齢化が進行することが予想されます。このように、阿武町の農業の現状は、農産物の自由化による農産物価格の低迷と農業者の減少と高齢化等農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。今阿武町として農業対策をしないと阿武町の豊かな自然、町民が安心して暮らし住める環境の維持ができなくなると思っております。Iターン・Uターン・関係人口を増やす取組も重要ですが、阿武町の主要産業である農業の維持・発展も重要と考えますが、町長の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長 ただ今の、2番、伊藤敬久君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2番、伊藤議員からは、農業対策についてご質問をいただきました。

また、戦後から今日に至るまでの、国の米政策にかかる詳細なご説明もいただいたところであります。本当に、日本の農業は貿易の事情によって大きく変化して、その都度、米価や生産量・出荷制限等に大きな影響を受けて、

農家の所得を左右する要因となったことが明らかになったところでございます。また、近年の地球温暖化などの異常気象によって、これまで作付けを行ってきた主食用米につきましても、夏場の高温により作付け品種の変更が必要になるなど、自然環境によって大きな変革が求められてきております。また、同様な理由によりまして水稻うるち玄米の1等比率にも影響が出てきておりまして、全国的には今年産の1等米比率が72.9%であり、昨年と比較して7.4ポイントも低下しておるということでありまして、山口県におきましても同じように、今年産の1等米比率につきましては68.8%で昨年に比べて8.4ポイントも低下するなど、全国の平均よりも品質が悪い状況にあります。そして、この1等米以下になった原因につきましては、高温による白未熟粒などの形質によるもの、カメムシの着色粒、それからこれらによって等級が下がったということでもあります。また、議員ご指摘の生産費に着目してみますと、今年10月公表の農林水産統計によれば、平成30年産米の生産費であります。当地域では中山間地が多くて生産条件が悪いために、農家1戸あたりの作付面積も平均で89.9aと小規模であることから、ご報告のとおり10aあたりの農機具、賃借料、そして肥料代、農薬代を合計したが物材費9万5,843円、そして労働費が4万5,063円、合計で14万906円となっているところであります。これをもっと小さく作付け規模で見ますと、0.5ha、5反未満での物材費は13万651円、労働費は7万9,522円で、5反未満の農家につきましては生産費が合計で21万173円、そして逆に5ha以上のある程度中規模であります。こういった農家につきましては、物材費が7万3,905円、労働費が2万1,078円で、合わせて経費として9万4,983円と、当然のことではありますが小規模農家は経費負担面で大変不利であり、経営面積が0.5ha未満と5ha以上の農家では、10aあたりの生産費に2.2倍の差が出ているところであります。ちなみに、組織法人経営における生産費は合計で8万9,593円と報告されており、個別経営の5

ha以上の生産費よりも更に5,000円程度安価になると報告がされているところではありますが、この差額の内訳といたしましては、労働費ではなく肥料費や薬剤費等で、共同購入や大量発注によってこれがスケールメリットが出ているということが予想されておりました、農業経営をより堅実にするためには、ある程度の規模の組織化も必要になるのではないかと考えております。

次に、農業従事者に関するデータは議員もご指摘がありましたところではありますが、年齢のデータを見てみますと、平成22年、そして27年、この5年に1回の農林業センサスによれば、就業人口に対する平均年齢は、山口県で70.3歳、阿武町ではほぼ同じで70.4歳であります。一方で従事者の平均年齢は、平成22年が、県で61.6歳に対し本町では63.9歳、5年後、平成27年につきましては、県が63.5歳に対して阿武町は65.4歳と5ヶ年間で約2歳の高齢化が進んだということでもあります。このように農業を取り巻く状況は、ご指摘のように大変厳しい環境にありまして、阿武町の農業をどのように維持、更には発展させていくかというふうな趣旨のご質問であります。まず、農業従事者の高齢化に伴う対応でありますけれども、従来どおり「農業人フェア」や「まちづくり移住就業セミナー」などの阿武町の農業を広く紹介する農業フェアへの積極的な参加等を行うほかに、山口県立農業大学校との情報共有等により、新規就農による担い手の確保につきましては必要というふうに考えているところではありますが、IターンやUターン者につきましても歓迎すべき農業の有望な担い手であると考えているものであります。また、今年2年目の取り組みになりますけれども、阿武町版総合戦略の中の4分の1ワークスによります援農の制度につきましても、受入農家からは、生産・出荷の安定化や規模拡大には大変有効であるというふうに好評を得ておりますので、引き続き支援し、4分の1ワークスで訪れた若者により阿武町をPRしていただき、1人でも多くの関係人口を増やすことも重要であろうと考えております。

次に、農地の保全に対する取り組みであります。遊休農地、耕作放棄地の解消のために、奈古地区におけるほ場整備を今推進し、整備された農地を中核農家へ貸し付け、効率的な営農体制を確立していただくとともに、すでに計画につきましてはご報告済みであります。このほ場整備の一部にキウイフルーツのモデル農園を造成して、地域の農産物の生産拡大と生産振興を目指したいと思っております。また、社会福祉法人EGFのグループホームを誘致し、そこに居住する若者を、農作業で不足しております単純労務の担い手として雇用する農福連携を推進して参りたいとも考えております。作業の内容といたしましては、例えば、既に福賀の福の里では実践しておられますけれども畦畔の草刈りや、そしてキウイフルーツ園における選定枝の片付けなどを始めとした、各種の業務を担ってもらえることが期待できるものであります。次に、昨年度から実施しております、畦畔管理の省力化のための「センチピードグラス」の吹き付けであります。吹きつけまでの除草等を含め、適正な管理を行うことにより畦畔の草刈りが、通常でありますと夏場における4回から5回の厳しい草刈り作業が、冬場の年1回に削減できるといった画期的な工法であり、議員ご指摘の生産費の削減につながる最も有効な対策であるというふうに思っております。今後も要望に応じ推進して参りたいと考えているところであります。また、スマート農業の取り組みであります。今年、町内の「うもれ木の郷」におきまして国の「スマート農業実証プロジェクト」に採用されて、GPS機能付きブロードキャスター、トラクターにおきましては自動運転機能の追加、直進機能付きの田植機、食味・収穫量機能付き5条コンバインなどの導入にかかる補助を受けて、最先端の農業を実感したところであります。が、しかし省力化につながる取り組みといたしましては、これ以外に水田の水管理には相当な労力を要しておりますことから、今後は、進化の著しいAI機能を活用した水管理システムの導入に向



けた研究を行い、先ほどの畦畔管理の省力化を含めた水稲管理の省力化に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。今年度に入りまして何度も申し上げて参りましたが、本町におけます基幹産業であります第一次産業の振興、取り組みを更に強化するため、経済課から農林水産課に課名も組織も変更をしましたところであり、特に農業の振興に関しましては意を持って今後とも取り組んでいく所存でありますので、ご理解たまわりますようよろしく願いいたします。以上で、答弁を終わります。

○議長 2番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、伊藤敬久君。

○2番 伊藤敬久 再質問をいたします。今、町長の方でご回答いただきました農作業の軽減、それから農作業の軽減で1/4ワークスの活用とそれから身体障害者による農作業の軽作業を担っていただくと。スマート農業でAI、それからGPSをつけた大型農器具の導入等、今から進めて生産に係る労働力軽減を推進していくというふうに言われましたが、今、阿武町には7法人あります。法人の方が日頃農業に地域全体で農業を守る、地域農業は自分たちで守るということで頑張っておられることには敬意を表したいと思いますが、町内をみますと平坦地での法人化の割とみやすい地域と、急傾斜地が多くて法人化をするには大変困難を要するところが色々あります。そこでお尋ねをいたします。今、現職の勤労者の定年制が60から65歳に引き上げられております。これは地域農業を守る親として、私も親ですから、親として定年があれば家を継げということですが、65歳になるとなかなかそういうわけにも参りませんので、今おる農業者の高齢化した農業従事者でもう少し頑張ってください阿武町の地域農業を守っていくということで再質問をさせていただきます。

中山間地域の農業には今町長が言われましたように、草刈り作業が非常に重労働であるということで、今年センチピードグラスの町の補助によりまして私の集落でも試行植え付けをしたところであります。その経費はですね、1㎡当たり300円でこれを1,000㎡に換算します30万円かかるわけです。急傾斜地の畦畔はその程度の広さがあるわけでごさいます、1反をやるに30万円というような経費がなかなか農家負担としては大変なので、このところの負担軽減はできないかお聞きします。

それと二つ目は、高齢農家は今農業をやっておられるわけですが、大型機械（トラクターやコンバイン等）の買い換えが必要になった時に農家は先々の体力と今の米価の現状を考えた時には1台200万円から300万円もする農機具を購入するということの判断が難しくなってきました。そういうことができない場合はリタイヤされると、農業を継続して営んでいただけないということになりますので、阿武町は農業委員会が今、各農作業ごとの作業料金を決めておりますが、この範囲で生産費の中で作業できる受託組織といますか、作業料金ができないかお伺いしたいと思います。

それから、地域において機械共同利用による農機具のコスト軽減のために共同利用するというふうに協議をして地域や集落で決めた時に町の補助があるか。または国の制度としてそういう制度があるかどうかをお知らせを願います。

それと、水稻栽培においては年1回しか利用しない大型機械がたくさんあります。そういうものを町としてリースをする公社を立ち上げてはいかがかと思っておりますので町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長 町長。

○町長 4項目ほど再質問をいただきましたけれども、本当に今、農業を取り巻く情勢の中で、TPP、EPAですか、それからアメリカとの直接の貿

易協定の中で米は外れておりますので、米としては一安心であります。しかしながら他の農産物につきましては大変な関税の引き下げということで大変大きな問題になっておりまして、ご紹介のありましたように25年前私も担当しておりましたが、しつこく頭によく覚えておりますが、あのUR対策ガットウルグアイラウンド、そこにいくにおきましては25年前にUR対策として強い農業を作っていくということで膨大なお金を突っ込んでこの対策を行ったわけではありますが、しかしながら25年たった今日、その成果が本当に現れてきたのか、ということになりますと、お金は使ったけどもなかなかそういった成果が現れていないというのが現実であり私も同様の認識を持っておるところであります。そうした中でまず1点目のセンチピードグラス、畦畔を覆う草ですね、背丈の低い草で畦畔を覆って草刈り作業を年間4、5回やっていたものを年1回ぐらいで済む、というふうな名目のもとに、これも元々出だしは、宇田郷地区の方々との集まりの中でそういったものが何かないか、そのことによってある程度今それが大変な最大の重労働、農作業の中で米を作るよりも更にそれが最大の重労働となっております。このことが耕作放棄地につながっていくんだと。そうするとそれに対する何か良い方策があれば高齢化はある程度進むけれども一時はまだ持ちこたえられる、というふうなことがあって、そういうふうなお話の中で農林水産課の方でそういうふうな考えを聞きながら何か良いものはないかというふうなことで、色々なところに手をつくしてセンチピードグラスというようなものがある、というふうなことがわかった、そういうふうなことで、じゃあそれについて、私もそれをお聞きしましたので、実証実験をやってみようじゃないかというふうなことで、単独で町の方でそういった補助制度はありませんので、それはでも阿武町の農業にとってみれば、もしかしたら有効なことかもしれないのでやってみようということでそれに単独で補助をつけて今実証事業をやってるんです

ね。私は今ここでそういった畦畔の吹きつけ等につきまして来年からどうこうということは今申し上げませんが、まずは今まで実証事業をやったものがどういう成果がでてくるのか、これをみてみないといけないというふうに思います。これが今までもこういったものについてはいろいろなものが試されてきました。しかしながら本当に今実になって効果を現しているものがほぼない、と言えらると思います。色々なものが行われてきました。でもなかなかこれが成果になってない、お金を突っ込んで2、3年は良かったけれども、後はもうそれで終わり、というふうなものが、経験上たくさんあったわけでありますから、ここはやはりその状況をみてその成果たるものを確信を得た中でないとなかなかあと3年経ったらお金を使っただけで何もなくなりました、みたいな話になる、ということでありますから、今やったものについてしっかりと見極めていきたいというふうに思っております。

2番目の、米の売上等の受託組織の話ですね、受託組織の話につきましては、ご承知のようにこういったものを、農作業を受託組織として、ドリームファームというものを平成8年に立ち上げておりまして、いずれそういった高齢化が進み、中で個別農家はその大きなお金を要する機械をそれぞれにもって、個別完結型で農業をやっていくというのは、いずれ行き詰まる、というようなことは当然のことでありまして、それがために一定のものにつきましてはもう外注していこうというふうなことでドリームファームというものを立ち上げたわけであります。ですから今個別完結型農業というのは目指すべき方向ではない、一定の規模があるものについてはいいんですけども、しかしながら一定の規模のあるところであっても大規模な乾燥施設等につきましてはカントリーに運び込んでいたりしておりますから、やはり全てにおいて個別完結というのは今からは難しいのではないかと思いますし、先ほど規模的言いましたように5反未満のものと5ha以上のものは2倍以上の経

費の差があるわけでございますから、そこはしっかりとやはり農業もボランティアではないのですから、これは産業として事業として取り組むわけですからそこに費用対効果の考え方も当然出てこないといけないわけでありまして、そうするとやはり、そういったところに外注する方が安いのであればそちらを利用していただくというのが良いのではないかなというふうに思っておるところであります。

それから3番目のことでありますけれども、機械の共同利用に対する補助というふうな話でありますけれども、これも今言ったこととほぼ同じこと事でもありますけれども、今、国、県におきましてただ単純に機械を共同利用するから補助するというふうな制度はありません。これも20年30年前にはありました。そういう制度も。それは目指すべきものが個別完結型ではなくてもっと多くの人が集まってやる農業を展開する、そこにスケールメリットが出てくるというふうなことで、そういうふうがために例えば10軒なら10軒が集まってトラクター10台あります、コンバイン10台あります、田植機10台あります、これを取っ払って全体で1台でやっていく、そこで減価償却費を削減させていくというようなことで、そういったものを目指すための補助事業はありますけれども、それはもう20年30年前の話でありましてもうその時代は私は終わったと思っております、その農業をする方々がそれぞれの農業経営としてどうあるべきかを考えていくということでありまして、例えば町が単独で共同利用の機械について補助するというふうなことは制度上あるならそれで当然良いですけれどもそうでないものについてまで単独で補助をするというのは少しもう時代とは違うなというふうに思っております。

それから今度は機械のリース会社の話であります、これにつきましても同じようなことでもありますけれどもぜひそういうふうなことじゃなしに、今ある組織、ドリームファームあたりを使っていただく方がいいのではないかな

と思っているところでございます。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、伊藤敬久議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、2番 伊藤敬久君。

○2番 伊藤敬久 なかなか補助事業は難しいということがよく分かりました。それでも今の農業の実態を考えますと地域におりてですね、しっかりと地域の農業者と話をしてどうしたら阿武町の農業を守れるかということ協議していただくということをお願いして質問を終わります。

○議長 これをもって2番、伊藤敬久君の一般質問を終わります。

○議長 次に、1番、中野祥太郎君、ご登壇ください。

○1番、中野祥太郎 それでは通告に従いまして最初に漁港及び海岸施設の今後の整備についての質問をいたします。阿武町の海岸線は、海岸を沿うように国道191号とJRの山陰線が走っており、車及び列車から眺める景色は大変美しく心が癒やされ、風光明媚な海岸線でございます。また、漁業は水揚げ量の減少と魚価の低迷により担い手が少なくなっておりますが、近年宇田郷地区では定置網の復活で地域の活性を誘導しています。また奈古地区においても一本釣りが衰退する中やはり定置網漁で頑張っておられ、両地区の漁業者ともに担い手の若返りがみられ、今後に期待されるところでございます。しかし、この美しい海、豊かな海が、近年地球温暖化などの影響により、昔と比べ、時化の時の波が大きくなったような気がしております。そのせいで至る所で護岸が崩れており、ひどい所では家の土台が崩壊し、今にも家屋全体が海に流される状態となっているところもございます。また、台風などの大時化には、越波のため国道191号が通行止めとなり、通勤、通学、通院などに支障を来している状況でございます。このような状況を踏まえ、次の4点について町長にお伺いします。

1. 以前、漁港施設について点検をされていますが、漁港に矢板護岸の施設が見受けられ腐食による劣化が気になるところでございますが、そういった護岸の劣化に対して対策が必要な箇所数と、今後どのような対策、対応をされるのか。

2. 海岸施設についても点検を実施されているはずですが、井部田尻、木与において、民家・倉庫の護岸が既に崩壊している所があります。これを含めて対策が必要な箇所数と、今後どのような対策、対応をとられるのか。

3. 清ヶ浜の宇久地区の遠根川河口付近では、砂浜の浸食がひどく高い断層となっており、放置すると清ヶ浜の原型が損なわれ、河川や民家にも影響が出る可能性があります。これは沖合に設置してあるテトラポットが大きく要因していると思われませんが、今後どのような対策、対応をされるのか。

4. 宇田郷駅前の越波対策として、現在、国土交通省山口河川国道事務所が工事をされていますが、工事内容と現在の進捗状況は。また、仮設の防護壁は今後撤去されるのか。

以上について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の、1番、中野祥太郎君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは中野祥太郎議員からの「漁港及び海岸施設の今後の整備について」のご質問であります。先ず1点目の「漁港施設護岸の劣化に対して対策が必要な箇所数と今後の対策、対応について」でありますけれども、まず町が管理する漁港施設は125施設ありまして、これらについて、平成23年度から点検調査を実施してきたところであります。その結果、施設が老朽化し機能が低下している状態、又、対策を施さないと機能の低下が懸念される状態の施設が8箇所ありまして、その内2箇所につきましては、既に対策済みであります。従って残りの6箇所につきましては、今後随時対策を実施していきたいと思

ております。また、6箇所の中に議員ご指摘の矢板護岸が2施設あり、対策としては矢板の腐食を防ぐ電気防食工事を実施していきたいと考えております。

次に2点目の「海岸施設の対策が必要な箇所数と今後の対策、対応について」であります。町が管理する海岸保全施設区域延長は3,604mあります。そして、海岸保全施設も漁港施設と同様に、平成30年度から点検を実施しております。その結果補修が必要となった施設延長は657.2mとなっております。この対策が必要な施設につきましては、随時国等の補助を受けながら実施していきたいと考えております。しかし、議員ご指摘の井部田尻及び木与の護岸につきましては、個人が管理する護岸となっており、町が管理する海岸保全施設区域延長には含まれておりませんが、このまま放置すると国道に支障を来しますし、既に一部歩道の道台が崩壊している箇所も見受けられますので、現在、国土交通省山口河川国道事務所が緊急対応を実施しているところであります。通常、個人の管理について町は関与しませんけども、この度は背後に公共施設等があり多くの人に支障を来す恐れがありますし、崩壊した家屋の柱等が海に流れて、船舶にぶつかるなど大変危険となる可能性がありますので、国土交通省山口河川国道事務所と護岸の本復旧に向けて既に申し入れをしております。今後対応策について協議するというふうになっているところであります。

次に3点目の「清ヶ浜の浸食の今後の対策、対応について」でありますけども、議員ご指摘のとおり、清ヶ浜の宇久地区の遠根川河口付近の砂浜が浸食され崖となっていることは私も承知をしているところであります。この清ヶ浜につきましては、以前、浜全体の浸食が大変ひどくなったために、離岸堤を昭和56年度から昭和58年度にかけて100m、そして昭和59年度から昭和62年度にかけて100m、そして昭和63年度から平成2年度にかけて35mを設置したところですが、この設置のおかげで清ヶ浜の砂が流出せず、現在の状況となっていることは議員ご承知のとおりであります。しかし、最後に残った35mの離岸堤の箇



所につきましては、本来100mの計画となっていたわけでありましたが、河川協議の中で、川の流れが阻害され、川の流れる方向に対して11度以内かつ河口幅の10倍の範囲内において構造物は設置できないというふうな基準になっているため、100mが35mになったといういきさつがあるわけでありまして。このため宇久側の離岸堤の効果が薄れて、波が河口付近に入り込むために浸食したのではないかと考えています。今後、このまま放置すれば更に浸食がひどくなり、河川堤に影響が出ることを懸念されますので、離岸堤以外の工法も今後とも検討して参りたいというふうに思っております。

次に4点目の「宇田郷駅前の越波対策の進捗と仮設防護壁は撤去されるのか」ということですが、議員ご承知のとおり、宇田郷駅前の国道は、越波により度々、全面通行止めや片側交互通行になって、道路利用者に大変な障害を来しているところであります。このため、国土交通省においては、平成27年に当面の越波対策として消波ブロックの一部設置及び仮設の防護壁を設置したところであります。現在、本格的な対策として消波ブロックの更なる設置が行われておりまして、11月末時点での進捗率につきましては90%の進捗率というふうに聞いております。また、仮設防護壁、矢板が建っておりますけれども、これの撤去につきましては、消波ブロックの設置後に越波の状況をみながらどうするか、これを判断することになりますが、もし防護壁がまだまだ必要であるということになれば、現在のような仮設防護壁ではなくて、景観に配慮したそういった防護壁を設置するよう検討しているというふうに聞いております。

以上で答弁を終わります。

○議長 1番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、中野祥太郎君。

○1番、中野祥太郎 回答どうもありがとうございました。まず、4つの中の2番目にあ

りました個人の民家の倉庫、これが崩壊しそうだ、或いは流れそうだというようなことの中で、今後県との対応協議となっておるということでございましたが、これはまず言われたように「個人の所有物であるから個人で対応ということが前提ですよ」ということでしたが、この一つには個人さんの方々の相談をされたのか、或いは個人さんがどういふふうな希望、或いは要望があったのか一つ教えていただきたいということと、4つの全体的なことなんです、当然今ほとんど国、県への補助金といいますか一般財源が阿武町でできるような仕事でどれもございません。ということはいかにどうやってその国、県へ要望するかということが非常に重要なことであろうと思います。従いまして今までの国、県への要望活動、或いは今後どういふふうにそういうふうな要望をされるのか、例えば年に何回が良いのか、或いは町だけでやるのが良いのか、漁協さんと一緒にやるのが良いのか、ちょっとその辺は私も分かりませんが、そういった今後の対応がどうされるのか、ということをお聞きいたします。以上です。

○議長 土木建築課長。

○土木建築課長 倉庫等の国との協議はしたか、というご質問であります、一応所有者の管理されることに関しましては個人と、一応個人の所有なので町としてすぐもって対応はできないということを以前から申し上げております。それで今後、国及び県に要望はどうしていくのか、今後どういふ対応をするのか、ということでございますが、この件に関しましては、今、木与の部分に関しましてはまだ考えておりませんが、井部田尻の浸食箇所につきましては、今国の方へ町の方からですね、対応してくれないかという、先ほども町長が答弁しましたように、すでに要望の方はいたしております。また木与につきましてもまだ要望はしておりませんが、今後県と協議しながら、要望なりまた個人的な施設についても、今後重大な公共施設の支障を来すということで、県と協議しながら対応を進めて参りたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもそういう箇所があれば、議員の方から町の方に要望をしていただきまして、できることがあれば国及び県の方にまた要望なり対応していき

いというふうに考えております。以上です。

○議長 2番再々質問はありますか。

(2番、中野祥太郎議員「ありません」という声あり。)

○議長 それでは続きまして、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番、中野祥太郎 それでは続きまして通信システムの強化についての質問をいたします。近年、一般家庭ではスマホの普及により、ややもするとパソコンの利用が一時より少なくなっているような（私だけかも知れませんが）気がします。阿武町役場、民間企業など多くの場面での事務には、このパソコンを手放すことは皆無でございます。しかし、メールなどの通信速度が遅く、必然的に事務の執務時間が遅くなり困っているとの話をよく耳にいたします。また、U I ターン対策や企業誘致対策としても必要性が高い機能でございます。この対応として、光ファイバーの利用が有効手段と考えられます。阿武町においても、役場には国や県、教育機関等官公庁向けの光回線が入っているものの、各企業、各家庭までの配線が整備されておらず利用できない状況があります。11月28日つい最近のことでございますが、宇部市では産業創出など地域の活性化に活用するため、高精細な映像など大量データを高速でやりとりできる第5世代移動通信システム(5G)を、通信大手のNTTドコモと連携協定をされた新聞記事を見ました。このように通信システムにおいても、ある程度の機能が利用できる自治体でないと、住民満足度のアップや定住対策につながってこないと思われれます。光ファイバー利用などの通信システム強化を、今後どのような対策、対応をされるのか質問します。また、愛称を「はあぶビジョン」として萩ケーブルテレビが萩テレビ株式会社へ社名変更されました。会社風土も一新され、ケーブルテレビやインターネットの利用についても、料金の引き下げを検討していると聞いております。但し、チャンネル数は少なくなるとのことですが、料金が引き下げられること、或

いは色々な機能が効果的に行われることについては町民にとって大変喜ばしいことでもあります。そこで、その後の事態が町の中の情報としてどのような進展があったのか情報を聞かせていただけましたらというふうに思います。

以上について、町長の答弁を求めます。

○議長 ただ今の1番、中野祥太郎君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 「通信システムの強化」についてでありますけども、まず、第1点目として、「通信システム強化の対策とその対応」についてであります。情報化の進展に伴う「5G」や「4K」、「8K」といった急激な通信量の増加に伴いまして、末端までの「FTTH」化、光ファイバー網の整備を進めていかないと、更なるデジタルデバイド、情報格差を生み、住民のサービスのほか、UJIターンの推進や企業誘致等にも大きな支障を来すという趣旨であろうと思っております。最初に、「5G」について少し触れておきたいと思っております。この「G」というのはジェネレーションの略で、移動通信においては10年ごとに大きく変化しておりますが、1980年頃から「1G」、そしてアナログ方式の自動車電話、ポケベル、携帯電話による通話、通信が始まり、1990年代には「2G」、携帯のデジタル化によってメールが可能になりました。そして2000年代になりますと「3G」であります。携帯でインターネットや動画の閲覧ができるようになり、2010年頃からは「4G」、これではスマートフォンを活用した情報サービスが大きく普及した時代であります。そして今2020年から始まる「5G」では、更に、自動車分野、産業機器分野、ホームセキュリティ分野、医療分野など幅広い分野で「IoT」、全てのモノがインターネットのネットワークにつながり、サービスが生活全般に関わってくる、そういう時代を迎えるわけです。

移動通信には基地局がありますので、電波が空中を飛んで伝わるイメージで

ありますけども、基地局間は実は地上回線につながっておりまして、今後の「5G」の普及のためには、電波の到達距離が1km程度と短いこともありまして、各事業者のこれまでの「4G」のインフラがベースではありますけども、より細かな高速光ファイバー網の整備が必要となって参ります。そうしたときに、阿武町では平成13年度に国の「新世代地域ケーブル施設整備事業」を活用して、当時の(株)萩ケーブルテレビネットワークに国が1/4、県が1/8、町が1/8の、合わせて1/2になりますけども、これを補助する形で町内全域のテレビの地上波難視聴対策及びデジタル化対応とブロードバンド化を図って参りました。当時、インターネットの通信速度は2Mbpsと8Mbpsからスタートし、その後の通信量の増大や速度アップのニーズに応える形で27Mbpsまで高速化が図られて参りましたけども、当時私が担当課長でありまして、これでは定住や企業誘致に支障があるということを思いまして、平成28年度に町の単独事業、「阿武町超高速ブロードバンド化施設整備事業」を創設いたしまして、1/2の補助をすることとし、今現在はようやく名目ではありますけども100Mbpsの通信速度になったところであります。

現在のセンター施設及び伝送路は平成15年2月の完成で、その後16年を経過しておりますが、(株)萩ケーブルネットワーク、現在の(株)萩テレビを本局として、光ファイバー網が奈古までは県の「YSN」(山口情報スーパーネットワーク)を活用し、そして、それから先の幹線は阿武町役場の本庁駐車場を支局として、そして、再び「YSN」で宇田郷支所の駐車場にサブセンター、更に、つづらの仏坂を上がって福賀に登る光ファイバー網が既に構築されております。更に、それから先は各地区毎に「ノード」という分岐というか結節点が設けられておりまして、それぞれの下に200~300軒程度が分配されておまして、各家庭までいっておりますが、現行ではノードから家庭

までの部分が同軸ケーブルとなっておりまして、今後の「5G」の普及、例えば遠隔医療やスマート農業、自動運転など地域課題の解決、全てのモノがインターネットとつながる「IoT」社会の実現のためには各家庭までの光ファイバー網の構築が必須となっております。また、本年9月には経年劣化に伴う機器の故障が原因で奈古地区の町営住宅付近の220世帯で長時間に渡る不通が生じました。このほかに、夕方から夜間にかけての時間帯や、奈古地区の住宅街では世帯数の増加等により、通信速度の慢性的な遅延が生じるとともに、大容量データの送受信、特にユーチューブ等の動画の視聴に支障を来しておりまして、基本計画策定の際に行ったまちづくりアンケートにおいても最優先課題として要望も上がってきているところであります。通信事業者は(株)萩テレビに限らず、例えばNTTなどもあるわけですが、NTTにつきましては過去に何度となく光ファイバー網への要望もしてきたところでありますが、費用対効果という点で、不可能という回答がありまして、既に町内にケーブル網が設置されておりまして、また、人口が少なく採算性が見込めない中では、地上回線の高速化について、まずは現行の(株)萩テレビさんとの関わりの中で行うことが必要となると思っております。ご指摘のとおり、8月30日(株)萩テレビが設備一式を(株)萩ケーブルネットワークから引き継ぐ社名変更、とともに、経営陣も刷新されて、新たな経営環境の下で設備投資や機器の更新、サービスの向上も期待されているところでありまして、今年9月2日でありますけども、新しい(株)萩テレビの大井社長が私のところに就任のあいさつに来られた際にも、初めてお会いしたわけではありますがちょうど良いタイミングでありましたので民生的な視点ではなく、企業誘致やUIターン施策にも関わる重大なインフラである、ということをお私からも申し上げ、強く高速化に向けた要請も行ったところであります。また、このことにつきましては11月の令和2年度の知事要望の際

にも町の重点要望として、知事にも文書を提出し、その際に口頭でも今申し上げましたような趣旨を申し上げたところであります。(株)萩テレビの方からいずれ第3セクターとして町にも出資のお話もあるかというふうに思っておりますけれども、現在の国の補助事業でこうした高速化に向けた整備を行う場合、地方自治体が事業主体となる場合には1/2の補助の制度があります。ただ第3セクターの場合はこれは1/3になるというふうなことであります。ここはよく検討すべきところだというふうに思っておりますし、何と申しましても事業費が膨大なものがあります。ですので多分皆様方が想像される桁が一つぐらい違うぐらいの事業費がかかるというふうに思っておりますのでここはよくよく検討しなくてはならないというふうに思っております。今、ようやく山陰道の工事に着手され、物流の高速化の筋道がついて参りましたが、片や通信網の高速化、デジタルデバイトの解消についても阿武町においても物流の高速化と平行して必須の生活課題であるインフラであるというふうに考えております。光ファイバーの整備には今申し上げましたように膨大な経費がかかって参りますので、財政状況を勘案しながら、時期や手法を見極め、町としても対応していく必要があると考えておるところでございます。次に(株)萩テレビの今後の受信料のことではありますが、現在の(株)萩テレビの受信料につきましては(株)萩ケーブルネットワークの料金体系をそのまま引き継がれておりまして、県内地上波と12チャンネルの独自番組のみの視聴コースが700円で、県内地上波と12チャンネル、テレQ、TNC、それからBS、CSが見られるベーシックコースというのが4,000円、そしてBS、CSが見られる番組によっては追加料金はもちろん必要となります。今後は放送と通信の融合が進み、4K、8Kの高解像度の放送、またインターネットを通じて好きな時に好きな番組を見るオンデマンドの利用が増えてくると思っておりますので、先ほどの光ファイバーが一層重要になると考えてお

ります。参考として(株)萩テレビのインターネットはベーシックな8MBが4,000円、27MBが5,000円、プレミアの100MBが5,500円、テレビとのセットで1,000円の割引があるというふうになっております。長門市や益田のケーブルネットでは料金体系がもう少し細かく分かれて選択肢がもっと細かくあるわけではありますが、ここらにつきましては新会社であります(株)萩テレビに対して改善の要望をして参りたいと思っておりますが、今時点でお示しできる情報は持ち合わせておりません。以上をもちまして答弁とさせていただきます。

○議長 1番、再質問はありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、中野祥太郎君。

○1番 中野祥太郎 答弁ありがとうございました。今この場に来る前に、答弁を聞くまでですね、今の光ファイバーですが、早くしてくださいという要望を強く強くしようと思ったんですが、ちょっとなかなか難しそうなのでとりあえず町長自身がだいたいどのくらいというぐらいの金額を、要するに光ファイバーの今からの工事、先ほど申されました自治体だけであれば1/2の国の補助によって第3セクターにすると1/3の補助とおっしゃいましたが、相対的にいくらぐらいかかるのかなと、ちょっと聞いてこれは無理だなというふうに諦めます。というか皆さんが諦めてんじやなかろうかと。それがはっきり明確に大雑把で良いからお聞きしてみたいなというふうに思います。それともう一つ、先ほど済みません、社名変更と(株)萩テレビのことなんですけれど、私の勘違いで社名変更ではありませんでした。その中で高齢者が大変増えております。高齢者の独居家族が大変増えて、今の料金体系でいくと大変ですね、動かれなくなったとか外に外出されなくなった、テレビがオンリーだと思っております。その方に対してやっぱり安い選択肢という



のは必要だろうと、料金ですね。ところによっては安いテレビを見よよ、という話を県内でも聞くわけなんです、そういうことでぜひ今の料金体系を色々検討してもらって選択肢ができるようにしていただければ、というのをもう一回要望していただけないかということで、阿武町だけ単独でしたら萩テレビさん、萩市もですし益田とも連携提携されていると思います。そういった地方自治体の連携的な要望でもどうなのかというふうに思いますので、その二つですね、光ファイバーの相対費用と萩テレビの交渉云々ちょっとお願いできないかという要望、質問です。以上です。

○議長 町長。

○町長 まず経費でありますけども、言わない方が良いかもしれませんが、まあ相手様があることですから、はっきりとはよう申し上げられませんが、1億2億の世界ではないということを申し上げておきますが、私は諦めますとおっしゃいましたけども、私は諦めておりません。すぐはあれかもしれませんが、私は必ずやらなきゃいけないと思っておりますから、それはやっぱり財政の状況をみながらやっていくつもりであります。ただ半端な金額ではないということは申し上げておきます。そしてもう一つ料金のお話でありますけども、今一番安いのが700円というのがこれはテレビですね、ありますけども、これは県内の5波ぐらいしか見られないわけではありますが、しかしながらこれはこれで良いわけでありまして希望される方は、例えばよくあるのがキッズチャンネルとかですね、チャンバラのああいうのはまた別料金の中で見られるということでもあります。私はテレビについてはいわゆる今の700円の分があるわけですが、それはそれで安いと思いますけども、テレビの高い方は少し高いと思いますけどそれはそれとして、問題はインターネットがですね、皆さん方の今からの社会でインターネットについて、それは若い人たちの話でしょうということに私はならないと思っております。まさにIOTで

あります。色々なものがつながってくる。で私が一番端的に思ったことが何年も前に福賀地区で火災がありましたね。一軒丸焼けになりました。その火災の時にどういったことがあったかという、遠隔地に住んでいらっしゃる家族の方がインターネットを通じてカメラが、おばあちゃんの見えるカメラでそれでおばあちゃんの様子を24時間見れるんですね。火事があったらすぐにわかる、どういう状況かということが。そのことは、私は今からは一人暮らしの方であるとか色々な方に同様のことが有効に使える、安否確認、或いはそういうコミュニケーションとか色々なことが。そうするとインターネットもお年寄りには関係ないという話ではない、みんなが関係すること、だから少々のことであってもやろうというふうに思っているわけでありまして、またもう一つの大きな視点として先ほど申し上げましたように、UターンIターンもありますけども企業誘致とかになると、今はここに機械があつて遠隔地の本社のコンピューターから指令を送って機械を操作する、もうそういう時代になっている、既に。ですからそれができないような、例えば今100MBと言いますが、一番高いのは100MBです。私も入っているから分かりませんが、実際に速度は10分の1しかないような状況もあるし、その中で例えばユーチューブを見てもフェイスタイムやっても止まる時があるんです、実際問題として。それではそういう機械が動かさない、そうするとまさに企業誘致の大きな障害になる、そういうところに行けますか、となるわけですね。切実な問題なんです。ですからそういうふうなことで少々のごことは万難を廃してやろうと思っています。ただ額が額なんで、そこはやっぱり状況をみながらやりますけども私は最優先課題だというふうに考えておるところでありまして、話が脱線しましたが、料金の引き下げにつきましては、確かに今ちょっと高いというふうに思っています。全体として。そのことについては既に社長の方に申し入れもしていますし、社長もやるやらんとも言っていないで

すけども、そのことは十分に認識していらっしゃいますからまた今後とも要望等もして参りたいと思っております。以上です。

○議長 1番、再々質問ありますか。

(1番、中野祥太郎議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、中野祥太郎君。

○1番 中野祥太郎 再々質問ではありませんがお願いということで、今の町長の中で非常に重要課題ということで、私が思うより重要と思ってらっしゃるように感じました。ということで先ほど私、無理なら良いですよと言ったわけじゃなくて急ぐスピードをちょっと膨大なお金のようにございます、費用のようなものですから、とりあえず忘れずに重要課題として町長をはじめみなさん執行部の叡智を結集されてできるだけ早くそれを光ファイバーあたりの無線か有線かちょっとよく分かりませんがとも利便性がよくなるように一つお願いしたいというお願いで終わらせていただきます。以上です。

○議長 これをもって1番、中野祥太郎君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて昼食のため休憩します。午後は1時10分から再開します。

休 憩 12時08分

再 開 12時08分

○議長 昼食のための休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。それでは、次に5番、小田高正君、ご登壇ください。

○5番 小田高正 それでは、私の方から大きく1点、新たな道の駅の展開と町のデザインについて質問いたします。

各自治体が生き残りをかけ、将来のまちづくりを独自に設計し、町の魅力を最大限に引き出し、住民の幸福度を高めていくこと。同時に、それらの魅力を外部へ発信し呼び寄せること。この二つが兼ね揃ってこそ、地方創生であると思います。毎年12月は、次年度の予算の骨子を策定される大変重要な月であり、阿武町の今後を示す重要な議会といえます。平成27年度より、まち・ひと・しごと創生特別事業が始まり、各自治体は町の特色を再分析し、独自の取り組みを始めています。本年度は、この事業の最終年度であり、第6次阿武町総合計画に対し、P D C Aサイクルに沿った事業実績を検証する地方創生の第一ステージの結果が求められることとなります。議員として、執行部のこれまでの5年間の制度設計と活動を検証し、住民の目線と外部からみた第三者の視点に立ち、分析したいと思います。さて、私たちの阿武町は新たな取り組みを始めています。過去、何度も提言した道の駅周辺の開発から広がるマーケティング構想がそれに当たります。道の駅を起点とした町づくりを目指す行政の指針もあり、議会や各審議会で議論を重ね、地元が責任を持ち、自前で成し遂げる事業展開を図っていくものでもあったからです。海辺と町並みを一望できるロケーションづくり、滞在型レジャー施設、婦人会、農業と漁業団体をフル活用した素朴に阿武の味が堪能でき、新たな賑わいを提供できる店舗構想、電子決済機能を備えたサービス施設、阿武町を壮観し、分かりやすく説明できる施設など質問させていただきました。あくまで、地元の方も、利用者の方も便利で利用価値があるということが大前提にあります。あれから月日が経ち、執行部では外の方を呼び込むには、外の方からみた阿武町を正しく分析するために、外部の有識者等の意見を取り入れました。それらの効果と職員の努力もあり、まちづくりの新たな試みに対し、国から即実行できる外枠の地方創生関連予算の交付決定もあり、大きな成果もあったと思います。

さて、道の駅阿武町周辺には、地形的に海岸線とそれを探訪できる国道191号やJR山陰線が横を通り、大里公園や古風な佇まいを残す西、浜、釜屋地区など、昭和の良さを残す漁師町があります。道の駅は、その情報発信基地として、阿武町全体に波及するマーケティング戦略をフルに発揮しなければなりません。大抵の道の駅は、道路と同じ高低差で陸地戦略ですが、道の駅阿武町は、海辺を活かした新たな展開が図れます。野外イベント、釣り体験などの催しもでき、漁業者等、地元事業者の収益を底上げする可能性を秘めています。決して、芝生広場だけではありません。今回、キャンプフィールドを想定したクッキングキャンプを実施されましたが、美しい清ヶ浜の海やモドロ岬、須佐ホルンフェルスなど萩ジオパークと連携した取組も滞在型観光の面を創るために重要になってきます。また、以前から申し上げております山陰市町連携は、経済分野でも重要で、日本海側の山陰に人の流れを呼び込むためには、新たな切り口のアプローチが必要であり、道の駅をつなぐ、「駅はしご」スタンプラリーなど推進力を高めていく必要があります。また、滞在型人口は、交流人口と関係人口にもつながり、阿武町への興味が広がれば定住へのアプローチもできるツールになってきます。アイデアの蓄積だけに終わらず、「山陰あぶの事消費！」は一味違う新たな展開を期待したいと思います。人は余暇を利用して遊びに来られるわけですから、遊び感覚を忘れずに、事業と事業が連結するさまざまな取り組みには工夫が必要です。また、日本の国土の大半は、森を中心とした自然で全国に溢れています。そして多くの市町村がふるさとの自然をPRしています。観光客は決して都市部だけではなく、自然と言われても同じような風景では感動を呼びませんし人は来ません。そこにしかない自然と調和した田舎づくりのアプローチが必要です。また、主要な都市から都市へと高速道路が走り、目的地となり得ない地方は、相当な魅力がないと素通りされる時代です。大切なことは、お金をかける前

に、人を呼び込むための戦略があり、将来、一過性で負の遺産にならない本当の投資になるか研究を重ねてきたかということです。そういう意味でも、阿武町は外部有識者を呼び、地元の思いと専門的なアドバイスも十分に受け、外部や都会からみた阿武町の強みと改善すべき点を分析されてきたことでしょう。従って、お客様がこの町にお寄りいただく仕組みをどう構築し、どのような手法をもって提供していくのか、新たな町のデザインを述べていただきたい。

そこで、本日はこういった視点に立ち、花田町長に質問します。

一つ目、道の駅は、来客者だけではなく、従業員の声、地域の皆様の声も非常に重要です。現在、それらの声にはどのような内容があり、どう対応され改善されてきているのか。

二つ目 周辺を含む新たな道の駅の全体像は果たしてどうなるのか。また、地元住民がさまざまな目的で利用できる便利な施設となるのか。情報発信としてW i F i等のネット環境の充実や、キャッシュレス決済、マネーチャージ、電子決済等に対応した店舗づくりに着手されるのか。

三つ目、レジャー施設を含め、新たな施設や新規事業にあたり、地元住民の雇用は生まれてくるのか。新卒者、Uターン者、障害者への募集を優先的に行うのか。また、各所を紹介する地域ガイドや交通手段をどうしていくのか。

四つ目、観光案内所など、地元の歴史や人を良く知る人材の登用が望まれるが、適任者をどう配置されるのか。また、今後はこれまで以上に、地域を開発するイノベーター的な専門性とスピード感が重要であり、ユーチューブでのネットガイド、インスタグラム、フェイスブック等のSNS戦略、広告技術などの宣伝が不可欠になりますが、どのように情報発信を磨き伝えていくのか。また、それらを踏まえ、主軸となるまちづくり推進課の体制や配置

はどうなるのか。

五つ目、あぶの情報発信を、より活発にしていくために情報発信者として、ふるさとネット会員を募集してみてはどうでしょうか。県内にも、全国各地にも多くの阿武町人はいます。特に若い10代から30代の方は、卓越した技術を持っています。その方々にふるさと阿武町を伝える伝道師としてご協力をお願いし、多くの方に阿武町を知っていただく活動を展開すべきと思いますがどうでしょうか。返信されたコメント情報を蓄積することにより、関係人口の増加やまちづくりにきっと活かされると思います。

六つ目、将来的に山陰道が整備をされた場合、防災、救急医療、物流等の移動手段には、大きな効果をもたらす道路です。その反面、今から魅力ある人づくり、まちづくりを設計しないと、道の駅だけでなく地域経済にも大きな影響があると思います。よって、今後は、山陰道の木与～大井間のルートが非常に重要視されるところですが、同時に、山陰は独自の展開だけではなく、大きな視点で山陰全体に人を呼び込む制度設計が必要と感じますが、その後、近隣市町の経済連携や観光戦略は進んでいるのでしょうか。また、山陰道の対策はできているのでしょうか。併せて花田町長のお考えをお聞きします。以上、大きく6点、最初の質問としますので、町民の皆様にも十分にご認識をいただくために、明快なご答弁をお願いします。

○議長 ただ今の5番、小田高正君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 それでは5番、小田高正議員のご質問にお答えいたします。「新たな道の駅の展開と町のデザイン」について、大きく6点ありましたが、順を追ってお答えさせていただきます。

まず1点目の「道の駅に寄せられる声の内容と対応」についてであります。阿武町の道の駅は公設民営で、平成22年度から第三セクターの(株)あぶ

クリエイションが指定管理を行い、現在は執行責任者である社長の副町長のもと、今年4月にはまた新たに支配人を設置して、運営管理を行っているところであります。また、道の駅は阿武町最大のある意味観光施設でもあり、全国の道の駅の発祥の駅として毎日多くのお客さんが訪れていらっしゃいますけれども、県の観光統計によりますと、道の駅の来客者数は年間46万7,000人、この人の割合につきましては、町外から75パーセント、町内が25パーセントでありまして、圧倒的に町外の方の多くの利用があります。お客さんからは、海に面した絶好のロケーションで、施設も整備されて清潔、新鮮で安価な魚介を目当てにして10時の開店時から毎日多くの方が列をなし、安くて新鮮なお魚等が好評で、リピーターも多く訪れていらっしゃいます。一方、直売所の主力商品が生鮮品のゆえに、商品のクレームや10時過ぎの鮮魚入荷時に店内が大混雑を来して、レジを待つ時間が長いなど、接客についてお叱りやご意見等もいただくこともあります。また、買ったお弁当などを座って食べようと見晴らしの良い海側のテラス席に行くためには、エントランスを出て迂回しなければならないなど、構造的な課題も指摘されているところであります。このほか、道の駅の使命として、町内だけでなく近隣の道案内や萩の観光について尋ねられることも頻繁にあるようでありまして、事務所の窓口で口頭やチラシで対応しておりますが、片手間ではしっかりとした対応ができない場合も相当あるようであります。こうした中、道の駅の従業員は現在40人で、内訳は、正社員が12人とパート・アルバイトが28人でありまして、支配人のもとで従業員の意見を取り入れながら、風通しの良い職場づくりや改善に取り組んでおるわけでありまして、今年度からは、地方創生の森里海新たなしごと創出プロジェクト事業で、魚の伝道師上田勝彦さんを講師として、販売指導やポップ研修などを受けておりますが、出荷者の方から道の駅への期待は高く、鮮魚についても上田勝彦さんの指導により、神経締めやス



ラリーアイス締めなどの高付加価値化を進めるとともに、シール、ポップ、対面販売など、生産者が直接消費者と対話する取組が始まったところであり、農産物においても、多品種でカラフルな購買意欲の湧く物が売られておるわけであり、こうしたことを通じて、生産者の方と意見交換の機会も増え、消費者ニーズにマッチした売り方の工夫改善に努めているところでもあります。また、消費税の増税に併せてレジを更新し、キャッシュレス化も進めておりますが、混雑解消のためには買い物導線が良くないとか、見晴らしの良い海側へ出口を設けた方が良くないとか、荷受けのバックヤードが狭くて作業性が悪いとか、建物の構造的な課題については今後、改善を図って行く必要があるというふうに思っております。また、地域の声としては、町の顔として道の駅への期待の反面、さまざまな面で奈古が中心となり、福賀や宇田郷といった周辺部に恩恵が届いていないといった声も聞こえております。プラスの声は励みになり大変ありがたいわけではありますが、私は道の駅の設置者として、お客さん、従業員、地域のみなさんから出てくるマイナスの意見にこそ真摯に耳を傾け、お客さん目線で、住民目線で、「打てば響く！即対応、即実行」でできることからタイムリーに、そしてスピーディーに改善を図っていくことで、より良い道の駅になると強く感じているところであります。

2点目の「道の駅の開発の全体像、キャッシュレス等における利便性、情報環境の整備等」についてということではありますが、まず、周辺を含む道の駅の全体像でありますけれども、平成29年度に山口銀行のシンクタンクに委託して行った「マーケットサウンディング」の結果から、道の駅下の遊休地についてはアウトドアの関連施設や宿泊施設等以外では商業施設等での活用はなかなか難しいという提案を受け、具体的な利用を検討する中で、今年、持続可能で循環型経済のしくみづくりとして、地方創生の「まちの縁側推進プ

プロジェクト事業」の採択を受けて、キャンプフィールドやビジターセンター、ジオラマ展示、直売所の改修、体験プログラムづくりなどを計画しているところではありますが、キャンプフィールドでは直売所や温泉などの既存施設との相乗効果で双方の売り上げ増を図るとともに、新たな雇用の創出。そして、ビジターセンターでは観光協会的な機能として、町の魅力の紹介や発信のほか、道の駅をハブとして奈古地区のまちなかや福賀地区、宇田郷地区への導線づくり、観光以上移住未満といわれる「関係人口」づくり、そしてジオや阿武町の暮らしなど、まちについて深く知る学習の機会の提供、テストキッチンでは、地域食材を通じた交流や伝承、イベント広場やデイキャンプコーナー、そして、縁側のイートインコーナーではくつろぎと交流の場の提供、これなど計画をしております。また、キャンプフィールドとビジターセンターの全体像と概要につきましては、18日の議会全員協議会で図面をもってざっくりとした説明はさせていただきたいと思っております。次に、キャッシュレス等における利便性、情報環境の整備等についてでありますけども、10月の消費税の増税に併せて道の駅レジを更新し、公衆無線LANのフリースポットについては3年前から運用中であります。キャッシュレス決済については国の認可の関係で少しスタートが遅れましたが、12月中旬頃を目指して、ようやくペイペイ、スイカ、クレジットカードなどが使えるようになる予定になっております。レジでの支払のスムーズ化とともに、キャッシュレス加盟店では来年6月までは5パーセントのポイント還元が行われるようであります。

3点目の「新規事業に対する雇用及び優先順位、地域ガイドや交通手段の確保」についてであります。現在の想定として、新しく作るキャンプフィールドやビジターセンターについては(株)あぶクリエイションの観光部門として、運営を道の駅の機能との一体性の中で行うのが適当ではないかと思

っております。直接的なスタッフは3名程度の新規雇用を見込んでおります。観光については、外部の視点と内部の視点の両方が必要であり、立ち上げの時点にはプロフェッショナル的な人材のサポートも必要となりますが、専門性ととも愛着、「阿武町愛」といったことも必要であると考えており、一般公募のほかに地元の人から集落支援員といった形で採用することも考えられるのかなというふうに考えております。地域ガイドの人材育成については、現在、教育委員会の方でジオガイドやジオマスター講座等を行っておりますが、もう少し掘り下げて地元学、地域学といった阿武町の案内ができる方を養成して参りたいと考えております。交通手段の確保については、町内には公共交通機関が乏しく、基本的にマイカー移動であると考えておりますけれども、レンタカーやカーシェアリングのしくみも今後検討する必要があると思っております。

4点目の「観光案内所等における地元人材の登用、能動的な情報発信の方法、まちづくり推進課の体制、そして配置」についてであります。地元人材の登用については先ほども述べたとおりであります。専門的なスキルと阿武町らしさ、ある意味で阿武町の観光は「あの人にまた会いたい」といった、人と人をつなぐ仕事でもあると思っております。阿武町の観光は特にアプローチしたいのが、何をアピールしたいかをしっかりと見極めるとともに、小回りの利く阿武町版DMOのような観光経営組織の検討も進めなければならないと思っております。能動的な情報発信の方法については、現在、キャンプフィールドや体験コンテンツの予約システムと一体化したホームページを開発中で、有力なアウトドアのサイトやSNSとのリンクも行い、タイムリーな情報発信と効果的な集客を行って参ります。次に、まちづくり推進課の体制と配置ということですが、今後、定住と観光が一体的な「関係人口」づくりにも力を入れていく必要を感じているところでありますが、

限られた職員数の中でありますので、アウトソーシングや地域おこし協力隊、或いは集落支援員の制度も有効に活用しながら対応するとともに、企業誘致関連部門については特化した人材配置も考えていかなければならないというふうに考えておるところであります。

5点目の「ふるさとネット会員の募集、関係人口の構築」についてであります。現在、双方向でなおかつファンの獲得やサポーターとして共感を呼ぶSNSは、関係人口の構築にも大変有効であり、企業のマーケティングとともに大いに活用されております。阿武町では広報あぶ、町の公式ホームページのほかに、平成23年度から町のフェイスブックも開設し、現在2,241人のフォロワーがあり、女性は30代、男性は50代が中心で、比較的若い年齢層となっております。これに加えて、今後はプッシュ式の情報発信、例えば防災メールのイメージでありますけどもそういったイメージであります。阿武町の情報の受発信の仕組みを行って参りたいと思っております。このことにつきましては、既に所管課に私の方から指示を出しているところでもあります。そして、登録の呼びかけについて、SNSは広告機能を活用して、年齢や出身地などターゲットを定めたフォロワーの拡大に努めるとともに、阿武町出身者に対しては成人式で案内とか、町内の中・高校生などにも広く呼びかけていきたいと思っております。その上で、やはり、若者が集まるオフ会の開催などイベントを企画するとか、リアルな行動を促す上では、幹事役となるキーパーソンが必要となりますので、そういった人材の発掘にも努めて参りたいと思います。

最後に6点目の「山陰全体に人を呼び込む制度設計、山陰道対策」についてであります。山陰道の開通は大変喜ばしいことではあります。高速道路の開通によって通過する町になった例は枚挙に暇がありません。我々、自治体は設置者である国もこのことは十分承知をしており、県内の山陰道では、

中国地方整備局の呼びかけで、現在、下関、長門、萩、阿武の関係機関で北浦連携、山口県西部連携ということで名称が「山口ええとこぐるり協議会」という協議会が始まっております。今回、議会の視察で四国に行かれたと思いますけども、私も四国のおち仁淀川のスノーピークのキャンプ場やジオパーク全国大会に合わせて大分のオートキャンプ場を訪ねてみましたが、これまで大都市から2時間圏内でないと人は来ないと言っておりましたが、辺鄙なところであってもそこに魅力があれば4時間程度であれば1泊2日の行動は厭わない方もおられまして、阿武町でも11月に道の駅の下で(株)スノーピークとモニタリングキャンプを実施しましたが、岡山・倉敷の方から15組60人の家族が訪れ参加され、アンケートでの満足度も高くそのことを確信したところであります。今、山口県の旬の観光といえるのは、下関の角島大橋、長門の元乃隅神社であります。長門はセンザキッチン、星野リゾートでも観光に力を入れ、萩には世界遺産があります。阿武町の街並み、景色の素晴らしさは先般7月に開催した「森里川海シンポジウム」の中で専門家の先生方から発言のあったとおりでありますし、益田市には山陰エリアにつながる観光、何よりも萩石見空港があります。圏域に共通するのは、インバウンド受け入れの面からも美しい自然環境と街並み、農林水産業、食、神楽などの文化、日常的な農山漁村の暮らしがあります。国道、それから、これからできる高速道路、JRの本線、それらを結ぶ道の駅を更なる魅力増進と機能強化によって目的地化するとともに、町内においては循環の拠点として、北浦圏域として広域観光のリレー拠点として、断面的な交通量を増やすとともに、通過の安全性や利便性、滞在の満足性を両立させていくことが重要であると考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、小田高正君。

○5番、小田高正 ご答弁ありがとうございました。非常に6つの質問ということですね、これ後に技術的な仕組みについてはご質問したいというふうに思っております。一つだけですけども、まず、住民の声、それから従業員さんの声、これが今から新しくやっぱり展開していくんで、執行部の馬車が走る中で滑車が付いてこなくちゃ話にならないんで、その辺はあくまでもPDCAサイクル、まあ事業計画等と一緒にやっぱり作って、そして計画性を持って行動指針もきちっと策定されて、努めていただけたらなと思います。ここがやっぱり肝だなと思います。後の質問については、後ほど答えらせていただきます。大事なことがあるんですけども、基本的には新しく道の駅の運営方針もできてきて、だんだん広がりを見せるわけです。で、今回、重要なポイントとして、技術的な手法について後ほど聞きますけども、その前に、住民の皆さんが役場は何をやっているんだ、道の駅今から何をするの、というふうにならないためにも、新しくものをするためにも住民の皆様と共有してもらわなくちゃいけません。それと、もう一つですけども、町長と町民の距離を縮めてもらいたい、そういった意味でちょっとご質問したいと思えます。単刀直入に、なぜ奈古地区に、道の駅から仕掛けていくのか、そして、その中になぜキャンプフィールドが発生したのか、目的があるはずですよ。もう一つは、3,270人のこの阿武町の将来のやっぱり危機感というものが必ずあると思うんですけども、そこをまず示していただいて、そして、何で道の駅かということを明確に答えていただきたいと思うんですけどもどうでしょうか。

お尋ねします。

○議長 町長。

○町長 本当に今答弁の中で色々申し上げましたけども、正に本質的な部分

について、今ご質問が再質問としてあったというふうに思っております。道の駅阿武町も全国道の駅発祥の駅として、全国13ヶ所で実験段階があったわけですが、その中から引き続いてやっておるということで、発祥の駅ということにしておるわけでありまして、今阿武町にとりまして道の駅は、本当に大きな産業の要であります。で、片や山陰道につきましては、これも今まだミッシングリングというふうなことで、まだまだ進めておる最中でありまして、こちらにつきましては、この前の俵山の道路が開通したりしておりますけれども、現実この益田から萩の間につきましては、木与防災がまだまだ工事用道路に今から着手しようかというふうなことで、全体でもう7年程度はかかるというふうに聞いておるわけでありまして、それから、今度小浜から田万川間、そして萩から大井間というふうなことで、更にその次に大井から木与間、そういったふうなことになり、更には宇田から須佐、田万川間ということで、実際にはまだまだ先の話であります。が、しかし、大事なことは、先ほど申し上げましたように、産業振興或いは住民の利便性ということを考えれば、山陰道、そういった高速道路網というのは、物流として或いは人の流れとして大変重要なインフラでありまして、このことは、否定するものではありませんし、やっていかなきゃならない。しかしながら、まさに諸刃の剣ではありますが、これが、きちっと整備されたことによって多くの事例がありますように、例えば大田の（あまり地名を出してはいけないかもしれませんが）道の駅、こちらについては、もう本当に上の高規格道路を通りますもんですから、なかなか降りて行ってくれない。吉敷の方に行く場合については、降りる車両もありますが、こちらから行けば引き返しになるというふうなことで、私も様子を見に行くことはありますが、通常では、あそこで大田の方に行くことはありません。今本当に大変な状況になっておると思いますが、看板も出していらっしゃるんですけども、果たしてどれだけ

効果があったかということでもあります。従いまして、まさに高速交通網というのは諸刃の剣であります。で、例えば大井から奈古、大井から木与間を想定いたしますと、私は今の道の駅がしっかりと高速道路のサービスエリアと一般道路のサービスエリア道の駅と兼帯にできる駐車場は別々でないとお金の問題がありますから。でもお店の部分は両方で兼帯ができる、そういう道の駅にできたらという気持ちはあります。それが最高に良いと思います。しかしながら、大井から奈古までは、例えば夢のような話ですが、海の中に橋脚を立ててやればできるかもしれない。しかし、道の駅から上というんですか、宇田方面に行く時にじゃあどういうルートが考えられるかといえ、現実問題として、道の駅を経由して行けるルートって本当に考えにくいわけです。現実問題としては。理想は理想、現実が現実。そうすると、どうしても大井からトンネルだかどうだかわかりませんが、若干線路より向こう側へしかないだろうというのは、普通の常識として思います。そうした時に、またさっきの諸刃の剣の同じことが私は起こっちゃならないようにしなきゃならない。そのためには、今道の駅は魚が安い、新鮮で安い、プールもある、温泉もあるということで、それなりにお客さんも来てくださいますけども、それ一つじゃあ私は魅力が足りない、阿武町の魅力としては、二つも三つをも一つも二つも何か新しい目的地となるものを、今のうちに地方創生のお金があるうちに、財政もある程度余裕があるうちに、今手をかけておかないとその段になって、ああ人が来なくなったと騒動をしたところがもう後の祭りになると、そういう気持ちが私は強いんです。ですから今のうちに一定の事業も外からの金が入ってくる見込みがある、地方創生でいけば相当部分が入ってきます。ハード整備についてですね。で、そういうことを今のうちに手を打っておかないと道の駅だけじゃあ私は生き残れないと思っているんです。ですから、複合的にここが目的地となるような道の駅だけじゃなしに、もう



一つ目的となるような、更にはそれが広がって行って街並み、そして新たな観光、ジオサイト、そういったものを膨らませていく、それを今のうちに手を打っておく、考えながら事業を進めていく、このことが今一番大事なことだというふうに思います。そして、現実、今道の駅にもあれがたまたま場所が奈古地区であります、野菜なんか福賀地区からものすごい量が入ってきます。魚も同じですね。宇田の方から大敷の魚も入ってきている。まさに場所は奈古であります、私はもう阿武町全体に展開されておると思いますし、まだまだここで展開されなきゃならない大きなものとして、加工品、水産加工があります。で、これにつきましても、今宇田の方では今話をしておりますけども、今宇田のあその荷揚場の所でパック詰めとかしておりますけども、これについては、近々のうちにパック詰めのできるような施設をこれから作ります。そこで、夏場でも温度管理がされた中でパック詰めをします。そしてその一角には、水産物の加工を作る施設も、今するように計画がされております。そうするとそれらが今は水産加工品というのはだいたいよそから萩地区の加工業者の方々が多いですけど、そういった方から今購入してただ売っているだけです。循環型社会の中では、そこにお金の還元ということであれば大変少ないわけですね。それが、今度は地域の産品を使ってそれを地域の方々が賃金をもらいながら加工して売れば、地域内循環まさにそれが起こってくるわけです。キャンプフィールドも同じことが言えます。地域内のキャンプフィールドに行っても、例えば皆様行かれて分かるとは思いますが、こんな薪がこんなのがこれぐらいしかない薪がこれだけの一束が800円も900円もするわけですね。雑木で出したら。一晚キャンプをやればこれすぐ一つじゃなく二つぐらいすぐなくなります。それは、地元の木材を使って私はあそこにきちっとしたキャンプフィールドができたなら、1人役といたしますかね、それぐらいの産業、薪だけで出てくるんじゃないか、薪とかそういう炭

も含めて。そういうふうな事を今から目指しながら、あそこに道の駅とは別のもう一つの目的地となる拠点を作っていく、それを今体力のあるうちにやっておきたいという思いがありますので、そこに力を注いでおるわけでありまして、なかなか何やっているんだろうかと思われるかもしれませんが、私どものそういったことを皆さん方に申し上げる機会も少ないものですから、そういうことなんです、今日は良い機会でありましたから、ちょっと時間が長くなりましたけども申し上げました。それから、ついでに申し上げますが、キャンプフィールドにつきましては、私も今の答弁の中にもありましたけども、マーケットサウンディングの中でキャンプフィールド、ああいったものの設置であれば、通常の商業施設だけでは難しいけども、あれであればやっていけるだろうということがその中で答申がされたわけでありまして、それではということをやったわけでありまして、先般どのくらい経済性があるのかということもスノーピークの専門家に今試算をさせておりますけども、私も泊まってみなきゃわからないと思ひまして、11月の9日、10日でしたか、1ヶ月くらい前にあそこに実際一晩泊ってみました。モニタリングキャンプの時ですね一緒に。で、皆さん方にそこに泊まって来られる倉敷方面の方々に多くの方に色々行ってからああでもないこうでもないと話を伺いました。その中で、今阿武町道の駅にあそこのキャンプフィールドの評価はどうなのかということをお聞きすると、一番多い回答は何かと言いますと、あそこに温泉があるのは素晴らしい、特に女性が。キャンプに来てですね、シャワーとかある所はあるらしいですよ。シャワーとか簡易な風呂みたいな。しかし温泉があつて広々と泊まれるというのが、泊まるってそこに泊まるわけじゃないですよ。そういうものがあるというのはキャンパーとしての女性にとってものすごい魅力だとおっしゃる。はじめはその時は分からなかったんですけども、皆さんは分からなかったんで食材はその時は皆さん持って来られたそ

うです。でも、食材を例えば二泊三日とかするとなると鮮度を保つためには大変なご苦労があると、重たいし保冷剤はどうしようかみたいな話になるわけですね。それが知らなかったけど、来てみたら道の駅行ったら新鮮で色々なものがあるじゃないか、魚介類から肉から野菜から何からもものすごい物がありますよという評判でした。今度から来る時は、手ぶらで来ることができるというふうなこと、そして一番懸念しておったのが騒音です。車の。車の騒音も色々こりゃ大変だねと思っておりましたが、私実際にそこにキャンプしてみて感じたことは。シャーと走る瞬間的に走る大型トラックの音は気になりません。そんなもんだと始めからそんなもんだと思っていました。ただ、あそこで停まって保冷庫を維持するためのエンジンだか冷暖房を維持するために出すガガガーというガラガラガラというこのずっと続くこれは気になります。ですが、そこらはこれから場所であったり色々なことを改善しながらやっていけば何とかなるんじゃないかなというふうに思っております。ちょっと話が長くなりましたが、色々そういうふうな思いも込めて今事業に取り組んでおるということでございます。以上です。

○議長 5番、再々質問はありますか。

(5番、小田高正議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、小田高正君。

○5番、小田高正 今、踏み込んでお話しされるかなと思ってたんですけども、基本的には、今体力のある内に又は地方創生予算がある時にしっかりと財源をみながらやっていくということは、町民の皆様も今の言葉でご認識いただけたらと思います。結局、今やっていることは、宇田郷地区の方、それから福賀地区の住民の方からみたら、今この奈古の場所にある、という考え方も多くいらっしゃると思うんです。それも全くそういう考え方ではなくて、まちの縁側事業というものをやっぱり理解していくためには、町長のそのご

答弁がほしかったんです。もう一つ私の方で言うならば、新たな産業がなかなか起きにくい。今までだいぶ緻密に取り組んで来られたと思いますが、なかなか成功事例に持っていくには難しいところがあります。職員の方も色々頑張っているんですけども、なんかこう突破口が見つけづらい。これが本音じゃないんでしょうかね。そういった面から見ても、第一次産業や景観維持の質問も他の議員からも色々ありますけども、まず、この高齢化して若者がいない自治会も極めて深刻で、私自身も自分の仕事や自治会の役をさせていただいていますけども、どこのもう自治会も極めて深刻と思います。そういった中でも労働生産人口が激減してきた中で、今の、現状で物事を維持するだけでも大変な世界になってきている。そういった中で先ほど町長も住民アンケートを取られた結果の中で、注目しとくところがやっぱり生活課題ですよ。小さな仕事がなかなかできないであるとか、色々な介護の不安であるとか、そういったお話もされました。将来起こりうることに對して逆算してのまちづくりと思いますんで、私も、ぜひその内容については非常に興味もありますんで、まちの縁側事業を強力に後押ししたいと思います。頑張ってください。それから、じゃあどのように頑張るんだよということなんですけども、まず、再々質問に入る前に、平成27年度全国道路交通情報調査一般交通量調査というものが、5年に1回、交通センサスというものがあって交通量の調査、それから旅行速度、それからOD調査というものがあります。この交通量調査というものは、道路上の調査地点を通過する車の台数を数える調査、それから旅行速度というものは、その地点を決めた場合に、自動車の平均速度がいくらぐらいか何kmぐらいかというのを測る調査、それからOD調査というものは、自動車はどこからどこへ移動しているかの調査、こういったものがあります。時間も取るんで2項目だけお話したいと思えますけども、交通量調査、それから旅行速度調査について調べてみますと、ま

ずこの国土交通省の調査実施というものがこれは平日のみになっているということで、平成 27 年度は 11 月くらいに行われていると思います。山口県からも出ているんですけども、調査機関は 3 つあります。ネクスコ西日本、国土交通省、それから山口県というふうになっていまして、まず、12 時間観測というのが午前 7 時から午後 7 時、それから 24 時間観測というのが午前 7 時から翌朝の 7 時、ということなんですけども、山口県の路線名は 191 号で、場所は阿武町奈古、ここでみると、平日の自動車交通量は平成 27 年度ですが 12 時間で 4,533 台、これが小型です。それから大型車両が 612 台、合計で 5,145 台、ちなみに平成 22 年度は合計で 5,197 台です。あんまり減っていません。それから 24 時間の数字で言うと小型車両が 5,230 台、それから大型車両が 912 台、合計で 6,142 台、ちなみに平成 22 年度は 6,496 台ということで、何が言いたいかというと、今から色々地域内循環の調査が始まると思うんですけども、これから例えば須佐から萩に行かれる方、宇田から萩に行かれる方、もちろん奈古から萩に行かれる方、こうったものを引かれて道の駅に毎日来られる方を引かれたら、新規のお客様とかそういった流れが分かってくるので、これはぜひこういった数値もですね、ご報告をぜひ願いたいと思います。それから、観光新聞や日本オートキャンプ協会のオートキャンプ白書によると、日本のキャンプ人口は 6 年連続で増加しています。2019 年度推計で 850 万人、前年比で 1.2 パーセントの増と、それから昨年度の特徴は、一人でキャンプを楽しむソロキャンプ、それから平日のキャンプを楽しむ方も増えていると。で、キャンプの同行者を見ていると、子供連れが約 6 割で圧倒的に多いようですが、ソロキャンプが増えてきているのに驚きとおもしろさを感じています。また、キャンパーの傾向として、ソロキャンパーの増加をはじめおもしろいことに冬のキャンパー、ちょっとこれ意外でした。調べてみて初めて。ちょっと報告をいただいていたらアレなんですけど、

ちょっとこれはなかなかだなと思いました。それから初心者が増えた、シニアが増えた、女性グループが増えた、外国人が増えたということで、ちょっと勉強してもあんまりまだ想像がつかないんですよ。それだけ意外性があるということなんだなというふうに思います。ぜひ、こういった今からの統計も人が増えてくるんでしっかりみていただけたらなと思います。それから、道路の交通量の内数とかというのも大切ですし、キャンプを誘導していくこともあるんですけども、もう一つは道の駅、今どうなりますか、目的はどうなりますか、というのはなぜ道の駅ですかという質問はしましたけども、今度は道の駅の中ですよ。もっていき方、インフラを含めて、そういった流れがまだなかなか住民の方も分かりづらいとかいうのがありますんで、まずその辺もきっちりご説明願いたいのと、もう一つは、今言われた騒音対策ですね。騒音対策もそうなんですけども、もちろんロケーションづくりを意識しながらの防犯対策用の外灯というのも戦略に必要と思います。それから私ども議員で視察も行かせていただいたんですけども、動物ですね、犬・猫の食べかすや糞対策、こういったことも非常に気になるんで、その辺の対策とかも今から十分にご審議いただけたらと思います。そして、最後ですけども、情報戦略ですね。私も20代後半の子供がいますけども、「父さん、道の駅で今から5Gになって、そういった世界だからぜひ今から来る人たちは皆そういうものが当たり前と思って来るんだから、阿武町も色々あるかもしれないけどそういったことも今からの若い方には必要だよ。」ということと、もう一つは、浜地区の方からお聞きしたんですけども「非常にユーチューブを見るのが遅くなってやれん。」ということもちょっといただいているんで、人口定住とか人口の移動があった関係であるかもしれませんし、その辺も色々な側面で膨大な費用がかかるというお話ですけども、そういうものは諦めていないという町長の先ほどの答弁がありましたので、その

辺は現状の認識として捉えていただけたらと思います。で、後若者のネット募集の会員ですけども、これについては、双方向間の情報交換が一番だと思っていますので、町で役場の中でホームページがあって、その中に当てはめていくのも良いんですけども、もう若者のサイドとしての一つのツール、箱ですよ、箱みたいなものを作ってお互いがどンドン全国の情報又は阿武町からの発信の情報というものを、双方でやっていくような仕組みが考えられないものかと。そうすることによって、阿武町の中又は阿武町にいる若者だけではないよその若者というものが、色々な視点の中で色々な発想で訴えてくるとと思いますので、そういったことになれば近代的な部分もまちづくりとして近代的な取組もできるのではないかと思いますので、ぜひその辺の思いがあるんですがどうでしょうか。ちょっとまとめながらご答弁いただけたらと思います。

○議長 町長。

○町長 たくさんおっしゃいましたのでまとめようもないんですが、私なりに、まず今の情報SNSとかの話なんですけども、これもさっき答弁の中にありましたけども、たしかにですね、私、今回びっくりしたのが、阿武町役場の採用試験でありました。約40人の方が受験をされました。で、よその町に聞いてみますと一桁とかそういう話なんです。で、はじめ出だしが悪かったものですからどうなることかなと思ったら、何と40人程度の方が応募されて本当にびっくりしました。で、その時に一番強く感じたのは、私たちはたまたま今回40人という話なんですけど、私たちは今まで例えばありますが、職員募集の時にホームページに載せます。無線放送を流します。広報に載せます。まあその程度で、それを載せたことによって地元にいらっしゃる親御さんというんですかねその方たちが帰りたいという人たちに伝えるであろうという前提でやっていたんですね。直接その方に訴えかけるというのはなか

なか手段がないのでやってなかった。広報、無線、そしてホームページまあこれが主で、後は直接学校とかに呼びかけしたことは何回かありますけども、まあその程度であります。要するにこちら側からここにいらっしゃる親御さんあたりからが、そうどっかこう募集もあるぞというふうな格好で帰ってこんかという話が今までの主流だと思います。で、今回本当に反省として思ったのが、たまたま今回多かったから良いですけど、やっぱりプッシュ型という言葉がありますが、例えば学校を卒業する時に阿武町の会員に、例えばですよ、阿武町会の会員に、ふるさと阿武町会とはまたちょっと違う、とにかく情報をもらえる会員になっていただいて、その時にどういう情報が来るかは自分で例えば電子版広報紙を送ってくださいとか、例えば雇用とかそういう情報があったら連絡してくださいとか、まあ色々ありますよね。そういう自分がこの色々な項目で自分がほしい情報にチェックをつけて。そうした時に今度そういう情報が出た時にSNSでつながりが持てるようにしてこちらからそこにダイレクトに情報を流す、いわゆるプッシュするというこういう仕組みを今作っておく必要があるなど。それが、回り回っていけば私はその例えばふるさとに小さな会社でもいいから企業でも作ろうとか、例えば今の求人情報、或いは例えば事業継承を求めている方の情報であるとか、そういう情報をプッシュして流していく。そういう仕組みを作ればさっきも言うように、それではということもあるのではないかと。今回募集する時にですね、本当に感じたんです。で、そのことについては既にまち推の課長にそういう仕組みを作れというふうなことは指示しておりますけども、やはりそれはたしかに我々は足りなかったなというふうに思っております。それが回り回れば企業誘致とかにつながっていくんじゃないかなというふうに今思っております。それから、あった中で、やはり我々は色々なことで専門家の意見を聞いたり色々なことをやっておりますし、我々は我々なりに色々な事業を



組む時に努力もしておりますけども、やはり今小田議員が言われるようにデータというのは嘘がありません。それをしっかりと見極めてですね、分析して見極めてどうしていくかを決める。経験じゃなしに、経験だけじゃ余りがあります。データは嘘を言いません。ので、やっぱりきちんとしたバックデータを持って物事の判断をしていく。この事は何においても大事だというふうに思っております。それから、最後に、道の駅の中で私は観光部門が今ない、ほぼない状態であります。ですから、DMOという言葉が流行っておりますけども、デスティネーションのそういった事をマネジメントするオーガニゼーション（組織）ですね、そういったものはやっぱり阿武町にも小さいですけど私は必要だなというふうに思っております、そういった観光経営組織というものをぜひ今度道の駅辺りの所に、今度あそこをリニューアルする場合については、そのセクションを置きたいなというふうに今思っております。再質問の数も多いものですから、答えも全てにはなりませんけども、そんな気持ちでおるところでございます。以上です。

○議長 これをもって5番、小田高正君の一般質問を終わります。

普段でしたらここで休憩に入るところですが、このまま一般質問を続行させていただきます。次に4番、池田倫拓君、ご登壇ください。

○4番 池田倫拓 本日は、阿武町の子どもを取り巻く環境と教育長の所信について、ということで、大きく3項目の質問をします。

現代社会は、グローバル化をし急速な情報化、技術革新をする中、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。私たちが、子どもの頃とは遊び方や情報の得方など色々変わってきています。そのような時代を迎え、10月より新しく教育長に就任された能野教育長に質問いたします。

現在、文科省では教育基本法に、全ての国民にその能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならない、とあるように、インクルーシブシス

テムが構築されています。ここ阿武町においても取り組まれています。このシステムの重要課題の中に、一人ひとりに応じた指導や支援に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ仕組みを構築することとありますが、そうするには子どもたちが理解する力はもとより、先生方のスキルアップも必要だと思います。社会に適應できる教育をするためには、保護者の皆様への周知と理解を求める必要もあるかもしれませんがどのようにお考えでしょうか。

また、不登校児や学校へなじめない子もいるようですが、この事は学力の低下や社会への適應力が著しく劣ることが予想されます。どのような対応をとられていますか。

次に、私は、郷土に学び郷土を愛する教育が子供たちやこれからの阿武町にとっても大切だと常々思っていますが教育長はどのように思われますか。以上、3項目ですが新しく就任されましたので所信を交えご答弁ください。

○議長 ただ今の、4番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長（能野祐司） 池田議員のご質問にお答えいたします。議員のご質問は、大きくは「阿武町の子どもたちを取り巻く環境と教育長の所信について」であり、具体的には、社会に適應できる教育の推進について、不登校生徒への学力や社会適應力への対応について、ふるさと教育の推進について、これら三点と捉えております。

それでは、はじめに、社会に適應できる教育の推進についてお答えいたします。現在の我が国は、情報通信やA Iなどの技術革新、更には、グローバル化の進展など、大きく、また、急速に社会の変化が進んできております。この変化は今後更に加速していくものと考えております。このような認識の下、今後の教育の在り方については、時代が変わろうとも変わらない不易な

ものを大切にしつつ、時代の変化とともに変えていく必要がある流行の部分に、的確かつ迅速に対応していくことが重要であると考えております。不易なものとは、より良く問題を解決する資質能力、思いやりや豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの知・徳・体のことといえます。本町においても、この不易なものについては、教育の基本としてこれからも大切にすべきものと考えております。このことを踏まえながら、池田議員が示されましたインクルーシブ教育をはじめ、国際教育、情報教育など、社会の変化による課題に対応するための教育を推進することは、10年、20年後を生きる児童生徒にとって、社会に適応した生きるために重要なことであると考えており、阿武町においても推進に力を入れているところです。ここで推進の一つといたしまして、ご質問の前半にありました、インクルーシブ教育システムの構築について説明させていただきます。平成28年4月1日より施行されました障害者の権利に関する条約の批准や、それに伴う「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする国内法の整備など障害者を取り巻く環境は大きく変化しております。この状況を踏まえて、障害のある人もない人も、互いに尊重し合いながら暮らしていける共生社会を実現するためには、これまで以上に障害者の自立と社会参加を促進していく必要があると考えております。特に教育分野においては、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築とともに、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸長する特別支援教育への期待が大きく高まっていると認識しております。そこで、阿武町における特別支援教育の現状について説明いたしたいと思っております。まず、各校の特別支援学級数と在籍人数ですが、阿武小学校は知的障害学級に2名、自閉・情緒学級に4名、福賀小学校は自閉・情緒学級に1名、阿武中学校は知的障害学級に1名が在籍しております。ともに学ぶ

仕組みとして、通常学級に在籍している児童生徒と同じ場所で学習する機会を、交流学习という形で積極的に取り組んでおります。ここで留意しておくことは、障害についてよく理解し適切な指導をする必要があるということと、障害のある児童生徒とない児童生徒それぞれが、学習内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかということでもあります。これらのことに留意しながら、現状の交流学习では、知的障害のある児童生徒は技能教科に参加し、自閉・情緒障害がある児童生徒は、その能力に応じた教科に積極的に参加しております。また、学校行事やクラブ活動、部活動、体験学習などにおいて一緒に活動する場面を設けております。また、阿武小学校には萩北部地域で唯一の通級指導教室を開設しております。今年度始めは19人の通級児童が在籍しており、来年度は16人が利用予定となっております。更に健康福祉課と連携し、5歳児検診や就学時健診などを通して、幼児期から子どもの発達の様子を支えております。今年度の就学時健診におきましては、みどり保育園の年長20名に対し、9名に教育相談を実施しました。健診時の様子や保育園での様子などを保護者と共有したり、発達検査を受けていただいたりして、その子の特性を客観的に見ることにより、子どもの困り感や困難さを幼児期から支援していけるよう、きめ細やかな対応を実施しております。ご質問の中にありました先生方のスキルアップにつきましては、阿武小学校の研究主題が「豊かな関わりの中で、主体的に学び続ける子どもの育成～特別支援教育の視点と生徒指導の機能を生かした学習指導を通して～」であり、3年次を迎えております。日々研修を積んでおります。福賀小学校でも「分かる楽しさ、できる喜びを実感できる授業の創造～特別支援教育の視点に立った複式授業～」という研修主題を掲げ、今年で2年目になります。萩総合支援学校の地域コーディネーターや、萩市教育委員会の複式授業指導教員

を招聘し研修を積んでおります。阿武中学校では、今年度から知的障害の特別支援学級が新設され、昨年まで萩総合支援学校で研修された先生が担任しており、特別支援教育の推進を図っております。また、阿武中学校は通級指導教室を開設しておりませんので、個別の支援計画をもとに、小学校との連携を密にし、情報交換や3校連絡協議会等で児童生徒の情報について連絡をとっているところです。更に、校内研修会に指導主事が参加し、特別支援教育の視点を取り入れた授業実践や、生徒指導の3機能である自己決定の場を与えること、自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成することを意識した授業づくりの研修を行っております。次に、社会に適応できる教育をするためには、保護者の皆さんへの周知と理解を深める必要もあるかもしれませんが、という部分については、全くその通りだと思っております。保護者への周知と理解につきましては、3年前に通級指導教室が開設されて以降、毎年、就学時健診の際に、保護者を対象にして指導主事から、特別支援教育の理解について約1時間程度説明をさせていただいております。子どもが言葉では伝えられない困り感や、一人ひとりの特性を理解した働きかけの必要性など、保護者の理解に向けた発信をしております。また、学校においては、PTA総会、学級懇談会、学校だよりなどを通して、特別支援教育への理解の深長を図っております。今後も更に、保護者や地域の方々へ特別支援教育と、インクルーシブ教育システムの理解が進むよう、情報を発信し続ける所存であります。

続きまして、不登校や学校になじめない子の学力低下や社会適応力への対応についてお答えいたします。このことに該当する児童生徒は、阿武中学校に5名おります。その様子につきましては、全く学校に登校できない生徒、ほとんど毎日登校はできるが教室に入れない生徒、週に数日登校できるが教室に入れない生徒、教科によっては教室に入れる生徒などさまざまです。不

登校等の原因も、人間関係、病気、障害、家庭環境などが複雑に組み合わさっているといえます。そのため、病気や障害で不登校になっている児童生徒に対しては、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、医師、健康福祉課が連携をとって支援をしています。それ以外の児童生徒には、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、健康福祉課が中心に支援をしており、それぞれのケースに合わせた対応をしています。さて、今年10月25日に文部科学省から、不登校児童生徒への支援の在り方について、が通知されており、通知では、これまでの復学のみを目標にした支援から、欠席が増えると受験などで不利を受ける、登校圧力が子どもへのストレスになる、無理に登校する必要がない、という意見から、休養が必要な子どもには無理強いをせず、将来的に本人が復学を希望した場合に、円滑に戻れるような環境づくりを進めるということに変更となりました。学校にはこのことについて対応をお願いしているところです。更に、出席扱いとする学校以外での学習についても、大幅に拡大されております。阿武町では、不登校の起因が病気や障害でない児童生徒の保護者には、町民センターを活用することで出席扱いにする、ということをお伝えしております。町民センターでの学習には、指導主事や社会教育主事が対応するように指示しております。学力の低下への対応につきましては、町内の学校にはコンピューターにeライブラリーというソフトウェアを導入しており、児童生徒が自分のIDで、家庭のコンピューター等から学習レベルにあった教材を選び、家庭学習ができるシステムを構築しております。これを活用することで、学校には行きたくないが、勉強はしたいと思っている児童生徒に対応できると考えております。また、学校に登校した際には、教員、養護教諭、学習支援員がドリルを中心に学習の支援をしています。授業を受ける際には、学習支援員が同伴するようにしております。次に社会適応力への対応につきましてお答えいたします。不登

校児童生徒の適応力の向上には、決められたことをしていく他律的な活動よりも、どこで何をしたいかを自己決定する自律的な行動をする経験を増やすことの方が、より効果的であると言われております。そこで学校では、授業や給食、掃除、学校行事等への参加について、本人の意思を常に問いかけ、本人が決定する場面をできるだけ多く作るように努めております。家庭においても同様をお願いをしているところです。また、生徒によっては、特別支援学級担任がソーシャルスキルトレーニングを実施しております。不登校の児童生徒への対応は焦ることなく、時間をかけて本人の心の成長を期すことが一番だと考えております。

最後に、ふるさと教育の推進についてお答えいたします。議員の皆様もご存知のとおり、阿武町の学校教育の基盤はふるさと愛であります。ふるさと愛は、児童生徒にとっては自分の住んでいる地域への誇りを持ち、自信を持って力強く生きていくための礎となるものと考えております。と同時に、地域の自然や文化、産業などを大切に守り継ごうとする意欲と態度を育むとともに、地域の活性化にもつながるものとして、今後の阿武町の町づくりには欠くことのできないものと考えており、これからも児童生徒にふるさと愛を育んでいきたいと考えております。現在学校では、ジオパークを学ぶ理科の授業、道の駅での職場体験や訪問、スイカやキウイの栽培や収穫体験、高齢者との交流会など、阿武町の自然や産業、文化、人といった地域の素材を取り入れたふるさと教育に力を入れ、ふるさと愛を育てております。その成果として、中学生を中心に町内の祭り、ABUスイムラン、町内の施設の清掃など、多くの地域行事にボランティアとして自主的かつ積極的に参加し、地域に貢献する姿が以前に比べて多く見られるようになって参りました。これから更に、ジオパークや阿武町の歴史、伝統文化を学習する機会を増やして教育課程の中に位置づけることで、継続した取組ができるようにしたいと考

えております。そして、阿武町の素晴らしさへの認識を深め、ふるさと愛を更に高め、先程申しましたとおり、誇りと自信を持って力強く生きていく児童生徒を育成して参りたいと思っております。議員の皆様には、今までご説明いたしました学校の取組をご理解の上、今後とも学校教育へのご支援を賜りますようお願い申し上げます、池田議員のご質問へのお答えといたします。

○議長 4番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(4番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 4番。池田倫拓君。

○4番、池田倫拓 さまざまな角度から、子どもたちを育てるには、教育者と保護者のつながりというか情報交換、そういった部分が特に大切になってくるんじゃないかと思うんで、これからまた教育において、保護者と教育者の間を取りつなぐシステムとか、今やられていることとかがあれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。保護者と学校とつなぐということですが、まず、平素は学校だより、これ月1回各学校発行しております。それをもとに、保護者そして地域の方との連携を深め、ということも進めておりますし、それで学級懇談とかですね、必要に応じて保護者と一緒に考える場を設けて、特に子どもたちの様子について色々話し合う場も設けております。これからですね、更に緊密に連携を取っていく、それも地域の方も入れてという、今コミュニティスクールを各学校推進しておりますけれども、その機能も活用してですね、保護者、地域、そして学校、そして我々教育委員会、この4者がですね、一緒になって教育を進めていくという形を、今後更に強く進めていきたいと思っております。以上でお答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)



○議長 4番、池田倫拓君。

○4番、池田倫拓 ありがとうございます。これから、私たちもやっぱり子どもたちを守る上、学ばす上で、色々協力して行って色々な角度から考えていこうと思います。後、町長に要望ですが、子どもたちもやはりインターネット、グローバル化する環境の中で、やはりインターネットを必要とした環境で生きていくようになってきており、今何を調べるにしても、ユーチューブとかそういったインターネット環境を通じて、子どもたちも色々なものを調べたりゲームをして遊んだりとかいう部分があるので、インターネット環境はやっぱり重要になりますので、中野議員も小田議員も言われたように、そういうグローバル環境を整えるという意味で、こちらの方からも要望したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 町長。

○町長 先ほどお答えした通りであるし、私もそのことはただ正に老若男女問わず町にとって本当に大きなインフラだと思っておりますから、ぜひやりたいと思っておりますし、今のは主に家庭というか一般的な話でありましたが、このインターネット環境というか、IOTというか、そういったものについては、学校の中で国も新たな段階に1人にタブレット1個とかですね、そういうふうな段階になっておりますから、町の方もそこに乗り遅れないように、必要なものについては、きちっと予算をつけてそういった子どもたちにも環境も与えていかなければならないというふうに思いますし、それから並行して、先ほどの中野議員のご質問にありましたような部分についても、できるだけ早く進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 教育長何かありますか、いいですか、教育長。

○教育長 今インターネット等の発展により子どもたちもということでございますが、先ほど町長さんも申されたように、今後ですね、タブレットを1人1台ということを進めていこうかなと思っております。また、ただ

SNSの問題等もあります。そういった扱い方、マナー、そういったものも十分子どもたちに身につくように学校の方を通じて指導していきたいと思っております。また、今後インターネット環境が整備されますと、阿武小学校と福賀小学校の遠隔授業等、どうしても福賀小学校人数が少ないということで、討論をしたりとかですね、そういう場面があまりない。ただ、もうちょっと人数のある阿武小学校の子どもたちと一緒に討論して自分の意見が言えたり人の意見を聞くことができると、そういう経験等も増やしていくというふうなことを今後進めて参りたいと思っております。以上です。

○議長 これをもって4番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は、全て終了しました。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩	14時36分
再 開	14時46分

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 追加日程第1 発議第2号 議長辞職願の許可について

○議長(末若憲二) ここで、本職よりお願いを申し上げます。

先ほど、議長としての辞職願を副議長に提出しました。

議長退任につきましては、昭和30年阿武町合併後に伝統ある阿武町議会の申し合わせで1期2年となっているところであります。ここに、辞職願を提出いたしました。どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。ここ

で中野副議長と交代いたします。

(末若憲二議長、8番の席へ)

(中野祥太郎副議長、議長席へ)

○副議長(中野祥太郎) 今ご報告がありましたように、末若憲二議長から議長の辞職願が提出されました。副議長でございます私が議長に代わりましてその職を務めさせていただきます。急場でございますがよろしく願いいたします。

それでは、お諮りします。ここで、議長辞職願の件について、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議長辞職願の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第1及び発議第2号を配布する。)

○副議長 それでは、追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりでございます。

○副議長 追加日程第1、発議第2号、議長辞職願の許可について、を議題とします。本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥の対象となりますので末若議員は退席されます。

(末若議員退場する。)

○副議長 それでは、発議第2号、議長辞職願の許可について、お諮りします。

議長、末若憲二君より提出の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長 全員異議なしと認めます。

よって、末若憲二君の議長辞職願を許可することを決定しました。ここで、末若議員の入場を許可します。

(末若憲二議員入場)

## 追加日程第2 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙について

○副議長 ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長 全員異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第2及び選挙第1号を配布する。)

○副議長 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○副議長 追加日程第2、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は投票又は指名推選のいずれかの方法がありますがいかがいたしましょうか。どなたか発言をお願いいたします。

(5番、小田高正議員より「はい」と呼ぶ声あり。)

○副議長 5番、小田高正君。

○5番 小田高正 この件につきましては、全員協議会で協議されると思いますが、皆さんにお諮りします。

○副議長 はい、ただ今5番、小田高正君から全員協議会の開催について提案がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長 異議なしの声がありましたので、ここで全員協議会開催のため、暫時休憩といたします。議員の皆様には直ちに委員会室へ移動をお願いいたします。

休 憩 14時55分

(この間、全員協議会)

再 開 15時13分

○副議長 全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選挙第1号、阿武町議会議長の選挙について、お諮りいたします。

選挙の方法は、投票又は指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、副議長において、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長(中野祥太郎) 全員異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選することと決定いたしました。

それでは、指名推選の候補についてどなたか発言を願います。

(4番、池田倫拓銀より「はい」と呼ぶ声あり。)

○副議長 4番 池田倫拓君。

○4番 池田倫拓 私は、末若憲二議員を推薦いたします。末若議員は多岐にわたり議員活動に携わり、さまざまな議員改革から阿武町の改革までご尽力されて来られました。これからも、議会改革をはじめ阿武町に対して今までの太いパイプラインを生かしてご尽力されることと思い推薦いたします。

○副議長 その他ございませんでしょうか。

○副議長 ないようですので、お諮りいたします。ただ今、指名推選がありま

した末若憲二君を議長の当選人とすることに賛成の方のご起立をお願いいたします。

(「全員起立」)

○副議長 全員起立であります。よって、末若憲二君が議長に当選されました。おめでとうございます。

(末若憲二議員、「ありがとうございます」の声あり。)

○副議長 それでは、ただ今、議長に当選されました末若憲二君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

(末若憲二議員、「謹んでお受けいたします」の発言あり。)

○副議長 末若憲二君の議長就任承諾のご発言がありましたので、議長が決定いたしました。

ここで、議長を交代します。ご協力大変どうもありがとうございました。

(中野祥太郎副議長 自席へ移動)

(末若憲二新議長、議長席へ)

○議長(末若憲二) 議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議長選挙におきまして、議員全員の指名推選という形でご推挙いただき、議長の大役を引き受けることとなりました。身の締まる思いと同時に責任の重さを痛感しております。私自身、何分にも浅学非才の身ではありますが、一生懸命大役を務める所存でございます。今からの議会運営につきましては、執行権限を持つ執行部と議決権限を持つ議会側との、それぞれの権限を尊重しあい、また、適度な緊張関係を保ちつつ公正・公平で円滑な議会運営に努め、開かれた議会になるよう議会改革にも取り組みながら、住民の皆様方から信頼していただける議会を各議員とともに協力して、町民の付託に応え単独町政である阿武町が今後も発展するため、また、大きな目標であります地方創生が成し遂げられるよう頑張っていく所存であります。そのためには、皆様方のご指

導、ご鞭撻、更にはご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。今後ともひとつよろしくをお願いいたします。

○議長 それでは、ここで暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

休 憩 15時18分

再 開 14時24分

### 追加日程第3 発議第3号 副議長辞職願の許可について

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副議長の中野祥太郎君から、議長の元に副議長辞職願が提出されております。

お諮りします。ここで、副議長辞職の件について、日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職願の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第3及び発議第3号を配布する。)

○議長 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりであります。

追加日程第3、発議第3号、副議長辞職願の許可について、を議題とします。本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥の対象となりますので中野祥太郎議員は退席されます。

(中野祥太郎議員退場する。)

○議長 発議第3号、副議長辞職願の許可について、お諮りします。副議長、

中野祥太郎君より提出の辞職願を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。

よって、中野祥太郎君の副議長辞職願を許可することに決定しました。ここで、中野祥太郎君の入場を許可します。

(中野祥太郎議員入場)

#### 追加日程第4 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

○議長 ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第4及び選挙第2号を配布する。)

○議長 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

追加日程第4、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票又は指名推選のいずれかの方法がありますがいかがでしょうか。どなたか発言をお願いいたします。

(5番小田高正議員「はい」と呼ぶ声あり)

○議長 はい、5番。

○5番小田高正 この件につきましても、全員協議会を開いて協議したらよろしいと思います。どうでしょうか。



○議長 ただ今、5番小田高正君から、全員協議会の開催について提案がありました。先ほどご異議ありませんという声でありますので、ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。直ちに委員会室へご移動願います。

休 憩 15時29分

(この間、全員協議会)

再 開 15時58分

○議長 それでは、休憩を閉じて会議を続行します。

まず、最初に皆様方にお諮りします。本日、時間が4時までとなっておりますが、暫時延長したいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、追加日程第4、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙について、お諮りします。選挙の方法は投票又は指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において、指名推選にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことと決定しました。

それでは、指名推選の候補についてどなたか発言を願います。

(5番 小田高正議員「はい」と呼ぶ声あり。)

○議長 5番、小田高正君。

○5番小田高正 私は、中野祥太郎議員を推薦したいと思います。推薦理由として、中野氏は3期目でこれまで議会運営委員会、行財政改革等特別委員会の二つの委員長を歴任され、経験も豊富で平成29年度から2年間副議長として末若議長を支え議会運営においても手腕を発揮されています。また、ご自身にお

いても、民間の経験で培われた知見を生かし、行財政運営のチェック及び産業の促進、経済対策、まちづくりについても幅広く経験をされておられます。今後も執行部とともに、変革を恐れず令和にふさわしい新たな議会を前に進めるためにも、我々と一緒になって議会改革に挑戦していただけるリーダーの一人として経験豊富な中野祥太郎氏が副議長として適任者と思いますので、議員各位におかれましては何卒ご理解とご賛同を賜りますようお願いいたします。以上、私の推薦理由とさせていただきます。

○議長 その他ありませんか。

ないようですので、お諮りします。ただ今、指名推選がありました中野祥太郎君を副議長の当選人とすることに賛成の方の起立を求めます。

(「全員起立」)

○議長 全員起立であります。お座りください。よって、中野祥太郎君が副議長に当選されました。

(中野祥太郎議員、「ありがとうございます」の声あり)

○議長 ここで当選の告知を行います。ただ今、副議長に当選されました中野祥太郎君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選を告知します。

(中野祥太郎議員、「謹んで承ります」の発言あり。)

○議長 中野祥太郎君の副議長就任承諾のご発言がありましたので、副議長が決定しました。副議長、ご挨拶があればこれを許します。ご登壇ください。

(副議長、登壇し挨拶を行う)

○副議長 先ほどは大変身に余る推薦をいただきありがとうございます。私、今思うに、やはり一番阿武町が大切なのが少子高齢化でございます。その中で、若者がどんどん帰ってきていただいて、どんどん次の世代を背負っていただく、そういう環境づくりが必要であろうと思います。片や今 50%以上の高齢化率で

ございます。やはりこれはもう待ったなしの福祉サービス、これを町民に対してするということが、阿武町に課せられたものと思っております。ということで、それ以上にそういう活動と同時に末若議長を支えて、そういう皆様と一緒に阿武町を活気の出る次世代に続く阿武町にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長 これをもって、副議長の選挙を終わります。

### 追加日程第5 発議第4号 議席の変更について

○議長 ここで、お諮りします。

議席の変更について、を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議席の変更について、を日程に追加することに決定しました。

それでは、追加日程等を配布しますのでしばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第5、発議第4号を配布する)

○議長 追加日程等については、お手元に配布のとおりです。

追加日程第5、発議第4号、議席の変更について、お諮りします。議席の変更については、お手元に配布した議席表のとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議席の変更については、お手元に配布した議席表のとおり、議席を変更することに決定しました。

それでは、ただ今決定した議席にそれぞれご移動をお願いします。その間暫

時休憩します。

(席を移動する)

#### **日程第4 発議第1号 議会運営委員会委員の選任について**

○議長 それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

続きまして、日程第4、発議第1号、議会運営委員会委員の選任について、を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、先ほどの全員協議会において決定がなされておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

(議会事務局長、委員の朗読を行う)

○議長 お諮りします。発議第1号、議会運営委員会委員の選任については、ただ今事務局長朗読のとおり、選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただ今事務局長朗読のとおり、選任することに決定しました。

#### **日程第5 報告第1号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について**

○議長 日程第5 報告第1号、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について、委員長、副委員長の互選も先ほどの全員協議会で協議がなされております。私の方から発表させていただきます。委員長に小田高正君、副委員長に池田倫拓君であります、以上ご報告申し上げます。

#### **追加日程第6 報告第2号、特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告につ**

いて

○議長 それでは、これから追加日程等を配布しますのでしばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程及び報告を配布する)

○議長 追加の日程及び議案についてはお手元に配布のとおりです。

お諮りします。ただ今お手元に配布しました議事日程のとおり特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について、の1件を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議事日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6、報告第2号、特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についても、先ほど互選がなされておりますので報告します。阿武町行財政改革等特別委員会委員長に市原 旭君、副委員長に伊藤敬久君であります、以上ご報告します。

#### **日程第6 議案第1号から日程第24 議案第19号を一括上程**

○議長 日程第6、議案第1号から、日程第24、議案第19号までを一括上程します。

まず、日程第6、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて)、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の3ページから4ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町固定資産評価審査委員会

委員の選任につき同意を求めることについて)をご説明いたします。本案件の固定資産評価審査委員会委員は、議会の同意を得て町長が選任することとなっており、現在、阿武町の委員は3人で、任期は3年となっております。この委員の任期につきましては、3人とも来年の9月末が任期と認識しておりましたが、委員の1人が1年前の今年9月末となっていることが、9月議会終了後に判明したため、このような場合には、地方税法第423条第4項の、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく当該委員の補欠委員を選任しなければならない。また、同条5項において、選任後最初の議会において、その選任について事後の承認を得なければならない、ということで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、10月1日付けで再任の砂川利和委員を選任いたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第2号、阿武町職員定数条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の5ページから6ページをお願いいたします。議案第2号、阿武町職員定数条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、来年度から始まる会計年度任用職員制度にかかる改正で、定数条例の第1条の趣旨にかかるものです。それでは、6ページの新旧対照表によりご説明いたします。ここで明記されている、臨時的に任用される職員で臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る、とは、1年以内に廃止されることが予想される職における臨時的任用職員のことですが、一方で、緊急等の場合において欠員が生じた際の臨時的任用は、臨時の職ではなく定数条例の対象となる、と定義されています。そのため、臨時的に任用される職員については条例定数の適用除外となることから、定数条例の趣旨にかかる規定の改正を行うものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第3号、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の7ページから8ページをお願いいたします。議案第3号、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、来年度から始まる会計年度任用職員制度に伴い、フルタイムの会計年度任用職員については人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴う一部改正です。それでは、8ページの新旧対照表によりご説明をいたします。改正された地方公務員法により、新たに地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員が人事行政の運営等の状況の公表の対象となることに伴い、従来の地方公務員法第28条の5第1項に規定する退職後の再任用短時間勤務職員とともに、ここでいう非常勤職員から除き、公表の対象となることを明記するための一部改正であります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第4号、阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の9ページから10ページをお願いいたします。議案第4号、阿武町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、会計年度任用の職員の任期が1会計年度限りとされることから、第3条の休職にかかる3年を越えない範囲とする規定についてはその採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲以内で任命権者が任期の範囲内で定めるという規定を新たに追加するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第5号、阿武町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の11ページから12ページをお願いいたします。議案

第5号、阿武町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件も、会計年度任用職員制度にかかる改正で、新たな地方公務員法の第22条の2第1項第1号におけるパートタイムの会計年度任用職員は給料ではなく報酬を支給することになることから、第4条の職員に対する減給の効果については、基本的な報酬額が定められている阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第18条第1項から第3項の規定を引用し、減給の効果の規定に新たに追加するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第6号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の13ページから14ページをお願いいたします。議案第6号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、国の働き方改革及び会計年度任用職員制度にかかる条例の一部を改正するものです。それでは14ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず、第8条の正規勤務時間以外の時間における勤務の第3項の追加につきましては、国の働き方改革を推進するための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い超過勤務命令を行うことができる上限等を別に規則で定めるものです。なお、規則におきましては人事院規則に合わせて超過勤務命令ができる上限を原則月40時間以下、年360時間以下とするものです。次に、今回の法改正により、地方公務員の臨時的任用職員の勤務時間、休暇等については、国家公務員と同様に勤務時間、休暇等の条例の規定を直接適用することになり、規定から臨時的任用職員にかかる部分を削ることとなるため、現行の第19条を削除し、第20条を第19条に、第21条を第20条に改正し、見出しの非常勤職員を会計年度任用職員に改めるとともに、今回の職の整理によりまして再任用短時間勤務職員を除いた非常勤職員は会計年度任用職員の



みとなるため、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるものであります。また、勤務時間、休暇等については、国にならって規則で定める基準の範囲内で任命権者に委任することになることから、今回、町長の定める基準から規則の定める基準に改正するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第7号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の15ページから17ページとなります。議案第7号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件も、会計年度任用職員制度にかかる条例の一部改正であります。それでは、16ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第7条の育児休業している職員の期末手当の支給につきましては、国の改正にならない育児休業している職員の期末手当の支給にかかる規定から会計年度任用職員を除き、第8条の育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に係る規定からも会計年度任用職員を除くものであります。また、第19条における部分休業をしている職員の給与の取扱いにつきましては、常勤職員の給与条例とは別に会計年度任用職員の給与に関する条例を制定し減額する必要があることから、会計年度任用職員が部分休業した場合にかかる報酬及び給与の取扱いについて、新たに必要な規定を加えるものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第8号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の18ページから28ページとなります。議案第8号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、国の人事院勧告に伴う改正と会計年度任用職員制度にかかるものであります。それでは、27ページからの28ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず、第17条の勤勉手当につきましては、人事院勧告に伴い議

案書の16ページから26ページのとおり本年の4月に遡って別表のとおり給料表を改正するとともに一般職の勤勉手当の支給月数を100分の90から100分の95に改正し、6月期と12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の合計を4.4月分から4.5月分とするものであります。また、会計年度任用職員制度にかかる法改正に伴い、第21条において国の規定にならない臨時的任用職員等の給与を改め、新たに会計年度任用職員の給与について他の常勤職員との権衡や当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して別に条例で定めることについて明記するものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第9号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の29ページから30ページをお願いいたします。議案第9号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、国の人事院勧告に伴い議会議員の期末手当の支給月数を本年4月に遡って100分の167.5から100分の172.5に改正し6月期と12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ年間の期末手当の合計を3.35月分から3.45月分とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の31ページから32ページをお願いいたします。議案第10号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件も、国の人事院勧告に伴い町長等の特別職の期末手当の支給月数を本年の4月に遡って100分の167.5から100分の172.5に改正し6月期分と12月期分の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ年間の期末手当の合計を3.35月分から3.45月分とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第11号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは議案書の33ページから37ページとなりますが、議案第11号、阿武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件も、国の人事院勧告に伴い来年4月1日から適用する会計年度任用職員の給料表を別表のとおり改正するものがあります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて議案第12号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書の38ページをお願いします。議案第12号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件につきましては、阿武町定住促進条例（平成26年阿武町条例第21号）の一部を改正するもので、詳しくは41ページからの新旧対照表をご覧ください。まず、第2条（定義）に第12号新築住宅と第13号中古住宅の2号を加えるもので、新築住宅とは人の居住の用に供したことの無い住宅で建築から3年未満のもの、中古住宅とは過去に居住の用に供したのある住宅又は建築から3年以上を経過した住宅をいい、新築の建売住宅も3年を経過すると中古住宅の区分になります。次に、第3条（事業）は第1号Uターン奨励金交付のただし書き「山口県内からのUターン者は除く」を削除し、県内からのUターンも対象にします。また、第6号住宅取得補助金の交付対象にUターン者を加えます。ここでUターン者の定義は、条例第2条第1項第2号で就業のため1年以上町外に住所を移していた町内出身者で就業のため再び本町に住所を定めかつ定住の意思のある50歳以下の者をいう、です。次に第5条（交付申請）は「当該」を「同上」に改める字句の訂正です。42ページをお願いします。第10条（奨励金等の不交付）で第1項第3号の括弧書き「平成6年阿武町条例第6号」の字句を不要の

ため削除します。次に附則第2項(失効)ですが第3条第6号の住宅取得補助金の交付について現行の阿武町版相互戦略の実施期間に合わせ平成32年3月31日に失効としていますが、第2次総合戦略の実施期間に合わせ、更に5年間延長し令和7年3月31日までとします。次に43ページをお願いします。別表第4条関係ですが住宅取得補助金の1項基本補助金の第1号を改め新築住宅取得の場合の対象に「ア Uターン者」を加えます。次に44ページをお願いします。同じく第2号を改め中古住宅取得の場合の対象に「ア Uターン者」を加えます。改正の主たる狙いはUターンの促進で制度の拡充について十分に周知期間をとりたいと思っております。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、について執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○**土木建築課長** 議案書の46ページをお願いします。議案第13号、阿武町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明します。本案件は、水道法施行令を引用している条文の条ズレの修正で、水道法の改正により民間水道事業者が事業の休止、廃止をする際の給水人口の基準が水道法施行令第4条に新たに定められたことにより、条ズレが生じたことによるものです。次のページの新旧対照表で説明します。47ページをお願いします。阿武町簡易水道事業給水条例第8条第3項及び第4項並びに第33条第1項中「第5条」を「第6条」に改めるものです。この条例は公布の日から施行し令和元年10月1日から適用するものです。以上です。

○**議長** 続いて議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)について執行部の説明を求めます。副町長。

○**副町長** 議案書の48ページをお願いいたします。議案第14号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第3回)についてご説明いたします。

まず、第1条第1項は、令和元年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に

対して今回の補正額は3,420万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を30億2,069万3,000円とするものです。また、第2項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は別冊補正予算書の「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものです。第2条の地方債の補正についても別冊補正予算書の「第2表」のとおりとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。別冊12ページ、1款議会費から。議会事務局長。

○議会事務局長

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 2款、総務費、副町長。

○副町長

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費について説明する。)

○議長 続いて、戸籍税務課長。

(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、健康福祉課長。

(健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、診療所費、保健事業費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農業政策費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、農林水産課長。

(農林水産課長、農地集積・集約化対策事業費、林業政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、土木建築課長。

(土木建築課長、土木総務費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小学校)、給食センター費、学校管理費(中学校)、社会教育総務費、町民センター費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。8ページ、9款、地方特例交付金から。副町長。

○副町長 それでは8ページをお願いいたします。

(副町長、歳入、地方債補正の追加について説明する。)

○議長 以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、議案第15号、令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の49ページをお願いします。議案第15号、令和元年度

阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第3回）について説明します。今回の補正は予算の総額に6,856万円を追加し、予算の総額を6億9,600万4,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、議案第16号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書50ページをお願いします。議案第16号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2回）について説明します。今回の補正は予算の総額に37万円を追加し、予算の総額を5,768万3,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、議案第17号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長 議案書の51ページです。議案第17号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について説明します。今回の補正は予算の総額に4万9,000円を追加し、予算の総額を6億9,302万9,000円とするものです。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、議案第18号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の52ページをお願いします。議案第18号、令和元年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について説明します。今回の補正は予算総額に820万円を追加し、予算総額を6,775万円とするものです。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 続いて、議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長 議案書の53ページをお願いします。議案第19号、令和元年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について説明します。今回の補正は予算総額に40万円を追加し、予算総額を4,037万8,000円とするものです。

（土木建築課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 以上で議案説明を終わります。

## 日程第25 委員会付託

○議長 日程第25、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第19号の19件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり。）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第19号までの19件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 17時20分



地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 清 水 教 昭